

# 事業所税の手引き

豊橋市



## 事業所税を申告される皆様へ

平素より市政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

事業所税の申告等の参考としていただくために、この「事業所税の手引き」を作成しました。皆様の申告の際にご参考としていただければ幸いです。

さて、事業所税は、事業所の集中立地に伴って増加する都市環境の整備や改善のための財政需要に対応するため、昭和50年に創設された目的税です。豊橋市においては、昭和55年4月30日に課税団体として政令指定を受け、昭和55年10月1日から事業所税を課しています。

現在においては、老朽化した都市施設の更新や新たな課題（バリアフリー化、耐震化、都市災害、環境問題など）に対応するために、事業所税は貴重な財源として重要な役割を果たしています。

また、事業所税の課税にあたっては申告納付制度を採っておりますので、納税義務者となられる方は、自らその事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

なお、この手引書は事業所税について基本的な内容を中心にまとめ、あらましのほか、図や表をとりいれた冊子として作成していますが、実際の申告にあたっては、この手引書以外の事例や不明な点もあろうことかと思いますので、その節はお手数ですが、市役所市民税課税制法人グループ担当者までお問い合わせください。

### 《参考条文等凡例》

根拠法令名・参考条文等はつぎの略号で表示しています。

○ 法 令 名		
地 方 税 法	・ ・ ・ ・ ・	法
地 方 税 法 施 行 令	・ ・ ・ ・ ・	令
地 方 税 法 施 行 規 則	・ ・ ・ ・ ・	規
地 方 税 法 及 び 同 法 施 行 に 関 する 取 扱 通 知	・ ・ ・ ・ ・	通 知
豊 橋 市 市 税 条 例	・ ・ ・ ・ ・	条
豊 橋 市 市 税 条 例 施 行 規 則	・ ・ ・ ・ ・	条 規

※条文の表示（条、項、号）は算用数字で表示しています。

この手引は、令和6年度の地方税法改正に基づいて作成しています。

## \* 目 次

第1章 事業所税のあらまし		
1-1	事業所税の概要	(P 1)
1-2	事業所税の課税団体	(P 1)
1-3	事業所税の使途	(P 2)
1-4	事業所税のしくみ	(P 2)
1-5-1	資産割フローチャート	(P 3)
1-5-2	従業者割フローチャート	(P 4)
第2章 事業所税の内容		
2-1	課税対象	(P 5)
2-2	納税義務者	(P 5)
2-3	資産割	(P 6)
2-4	従業者割	(P 13)
2-5	税率・税額	(P 18)
2-6	免税点	(P 18)
2-7	非課税	(P 19)
2-8	課税標準の特例	(P 20)
2-9	減 免	(P 21)
2-10	共同事業及びみなし共同事業	(P 21)
第3章 事業所税の申告と納付		
3-1	申告と納付について	(P 28)
3-2	申告納付期限	(P 28)
3-3	申告・納付場所	(P 28)
3-4	修正申告・更正の請求・更正・決定	(P 28)
3-5	加算金	(P 29)
3-6	延滞金	(P 30)
3-7	事業所等の新設・廃止	(P 31)
3-8	事業所用家屋の貸し付け届出	(P 31)
第4章 別 表		
4-1	非課税対象施設一覧表	(P 31)
4-2	特定防火対象物・消防用設備及び 防災施設等一覧表	(P 36)
4-3	課税標準の特例対象施設一覧表	(P 40)
4-4	減免対象施設一覧表	(P 42)
第5章 事業所税に関するQ&A		(P 45)
* 申告書等記載要領		(P 52)

## 第1章 事業所税のあらまし

### 1-1 事業所税の概要

事業所税は昭和50年に創設された税で、人口30万人以上の都市等を対象として、人口や企業の集中に伴って必要となる道路、学校、上下水道、公園など、より快適な街づくりに必要な費用に充てるために、一定規模以上の事務所・事業所に対して課税するものです。

この事業所税は、事業所等の家屋の床面積を対象とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割によって、構成されています。

### 1-2 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は、次に掲げる団体です。

(法701の31①(1))

(1) 東京都(特別区の区域)

(2) 指定都市(20市)(地方自治法252の19①)

札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市(3市)(首都圏整備法2③)

川口市、武蔵野市、三鷹市

(4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市(5市)(近畿圏整備法2③)

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 人口30万人以上の市で、政令で定める市(48市)(令56の15)

[北海道地方]

旭川市

[東北地方]

秋田市、郡山市、いわき市

[関東地方]

宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市

[北陸地方]

富山市、金沢市、長野市

[東海地方]

岐阜市、春日井市、一宮市、岡崎市、豊田市、**豊橋市**、四日市市

[近畿地方]

大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、明石市

[中国地方]

倉敷市、福山市

[四国地方]

高松市、松山市、高知市

[九州・沖縄地方]

久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

(令和6年4月1日現在、以上77団体)

### 1-3 事業所税の用途

事業所税は、次に掲げる事業に要する費用に充てられます。(法701の73、令56の82)

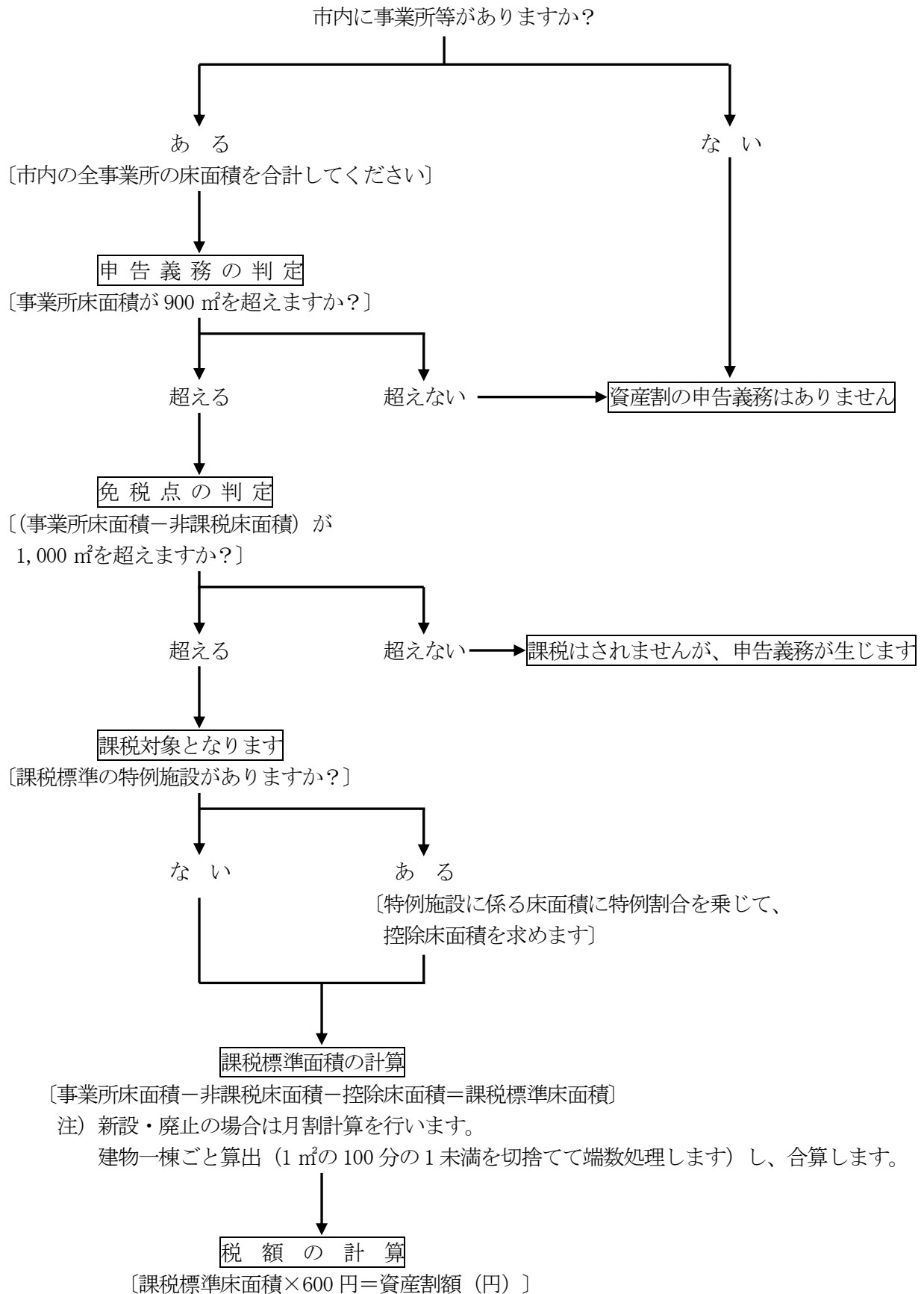
- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

### 1-4 事業所税のしくみ

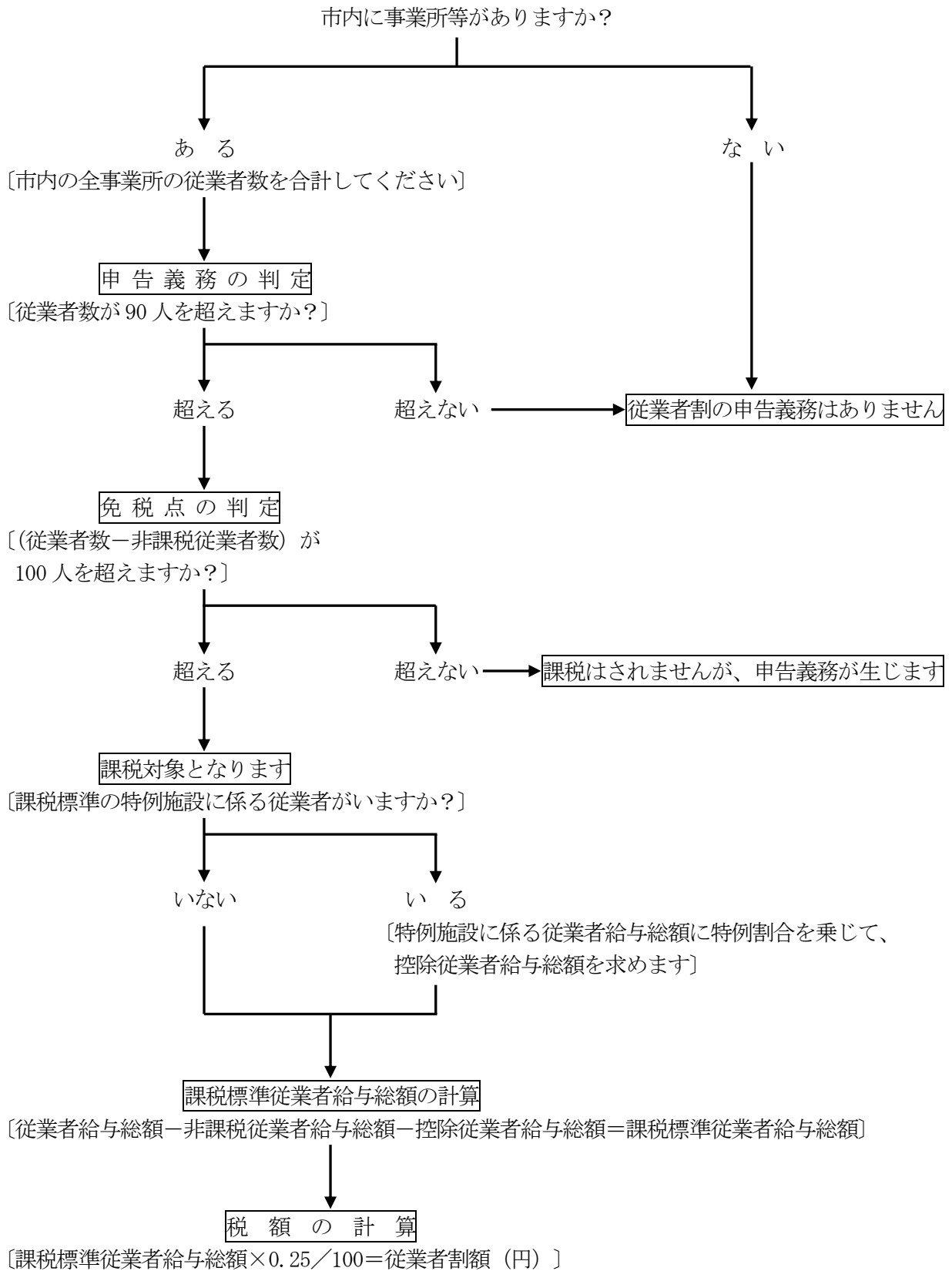
構 成		資 産 割	従 業 者 割
納税義務者		事務所又は事業所において事業を行う法人・個人	
課 税 標 準	法 人	事業年度の末日現在における事業所の延床面積 (㎡)	事業年度中に支払われた従業者給与総額 (円)
	個 人	12月31日現在における事業所床面積 (㎡)	1月1日から12月31日までに支払われた従業者給与総額 (円)
算 定 期 間	法 人	事業年度	
	個 人	課税期間 (1月1日から12月31日)	
税 率		事業所床面積 1㎡につき 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免 税 点		事業所用家屋の合計床面積 1,000 ㎡以下 ※非課税にかかる面積は除く	合計従業者数 100 人以下 ※非課税にかかる者を除く
申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内 (延長制度はありません)	
	個 人	翌年の3月15日まで	

注) 免税点以下でも、市条例 (条147③) により、市内の事業所床面積が 900㎡ 超又は従業者数が 90人 超の場合の者、及び当該各事業年度又は当該各課税期間の前事業年度又は前課税期間において納付すべき事業所税額があった者は申告書を提出していただきます。免税点の判定等については、課税標準の算定の期間の末日の現況で判断します。

資産割フローチャート



### 従業員割フローチャート



## 第2章 事業所税の内容

### 2-1 課税対象

事業所税は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。（法701の32①）

#### (1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。（通知（県）1章1節6）したがって、事務所・店舗・工場等のほか、これらに附属する倉庫・材料置場・作業場・車庫等も事業所等の範囲に含まれます。

なお、事業所等の範囲について、次の点に留意してください。

- ・人的設備がない施設（無人倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等として取り扱われます。
- ・設置期間が2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業所等として取り扱われません。
- ・建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で、その設置期間が1年未満のものは、事業所等として取り扱われません。

#### (2) 事業所等において行われる事業とは

物の生産・流通・販売又はサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行う全ての経済活動をいいます。また、事業所等の家屋又は区画内で行われるものに限らず、外交員のセールス活動なども、事業所等の管理下に属する限り事業所等において行われる事業となります。

#### (3) 事業所用家屋とは

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。なお、社員寮、社宅等人の居住の用に供するものは、非事業用として取り扱うため課税の対象外です。（法701の31①(6)）

### 2-2 納税義務者

納税義務者は、市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。（法701の32①）

#### (1) 人格のない社団等

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされ納税義務者となります。（法701の32③）

#### (2) 共同事業

2以上の方が共同して事業を行う場合は、連帯して納税義務を負います。

（共同申告の必要はありません。）（法10の2①、令56の21、令56の51①、令56の75①）

#### (3) 共同事業とみなされる事業

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。（共同申告の必要はありません。）

（法701の32②、令56の21、令56の51②、令56の75②）

#### (4) 実質課税の原則

法律上事業所等において事業を行うとみられる方が単なる名義人であって、他の方が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている方が納税義務者となります。

（法701の33）

#### (5) 貸ビル等

貸ビル等の場合、その事業所用家屋の所有者ではなく、現にそこで事業を行っている方が納税義務者



となります。(通知(市)9章三(4)ア)

#### (6) 清算中の法人

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて納税義務者となります。(通知(市)9章三(4)ア)

## 2-3 資 産 割

### (1) 課税標準の算定期間

- ① 法 人 …… 事業年度をいいます。(法701の31①(7)、法72の13)
- ② 個 人 …… 個人に係る課税期間(1月1日から12月31日まで)をいいます。  
(法701の31①(8))

※ただし、個人の課税標準の算定期間にあつては、次の点に留意してください。

- ㊦ 年の中途に事業を廃止した場合  
その年の1月1日から当該廃止の日までです。
- ㊧ 年の中途に事業を開始した場合  
当該開始の日からその年の12月31日までです。
- ㊨ 年の中途に事業を開始し、その年の中途に事業を廃止した場合  
当該開始の日から当該廃止の日までです。

### (2) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積で、人の居住用以外の家屋の全部又は一部をいいます。事業所用家屋とは、固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登記し得る建物です(未登記の物件も課税対象となります)。

(法701の31①(4)、(6)、令56の16、法341①(3))

### \*参 考

#### ○固定資産税の取扱い

- 1 家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって建物登記簿に登記されるべき建物をいうものであるが、例えば鶏舎、豚舎等の畜舎、堆肥舎等は一般に社会通念上家屋とは認められないと考えるので、特に構造その他からみて一般家屋との権衡上、課税客体とせざるを得ないものを除いては課税客体とはしないものとする。なお、地方によっては、畜舎等が本屋と同一棟に設置されているものもあるので、評価上右と均衡を失しないよう留意すること。また事業所用家屋であつて、その家屋の全部又は一部が、それに附接する構築物として経理されているものについては、その区分の不明確な部分を償却資産として取扱うことが適当であること。
- 2 固定資産税の課税客体である家屋とは、一般的には、不動産登記法上の家屋とその意義を同じくするものであり、従つて建物登記簿に登記されるべき家屋をいうものと解されるが、不動産登記法の立法趣意及び法益の目的等から推して、家屋が建物登記簿に登記又は不動産登記簿に保存登記済であるという理由のみによつて、直ちに固定資産税の課税客体とすることは適当でないと思料する。
- 3 固定資産税の課税客体となるべき家屋の認定に当つては、賦課期日現在における当該家屋の現況を判断して行うべきであるが、建築中の家屋については、その建築目的が何れの用途に供しようとするものであるかを問わず、少なくとも柱を立て屋根を葺き且つ外壁を塗り終わり、それが独立した風雨をしのぎ得る状態に達しておれば、社会通念上一個の建物と認識し得ると思われるので、法理上はこれを固定資産税の課税客体となる家屋と認定することができるものと解する。

#### ○不動産登記規則 第115条(建物の床面積)

建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(区分建物にあつては、壁その他の区画の内側

線) で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

○不動産登記事務取扱手続準則 第82条 (建物の床面積の定め方)

建物の床面積は、規則第 115 条に定めるところによるほか、次に掲げるところにより定めるものとする。

- 1 天井の高さ 1.5 メートル未満の地階及び屋階 (特殊階) は、床面積に算入しない。ただし、1 室の一部が天井の高さ 1.5 メートル未満であっても、その部分は、当該 1 室の面積に算入する。
- 2 駐車場の上屋を有する乗降場及び荷物積卸場の床面積は、その上屋の占める部分の乗降場及び荷物積卸場の面積により計算する。
- 3 野球場、競馬場又はこれらに類する施設の観覧席は、屋根の設備のある部分の面積を床面積として計算する。
- 4 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は、壁又は柱等により区画された部分の面積により定める。ただし、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除く。
- 5 駐車場の地下道設備 (地下停車場のものを含む。) は、床面積に算入しない。
- 6 階段室、エレベーター室又はこれに準ずるものは、床を有するものとみなして各階の床面積に算入する。
- 7 建物に附属する屋外の階段は、床面積に算入しない。
- 8 建物の一部が上階まで吹抜になっている場合には、その吹抜の部分は、上階の床面積に算入しない。
- 9 柱又は壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分による。
- 10 建物の内部に煙突又はダストシュートがある場合 (その一部が外側に及んでいるものを含む。) には、その部分は各階の床面積に算入し、外側にあるときは算入しない。
- 11 出窓は、その高さ 1.5 メートル以上のものでその下部が床面と同一の高さにあるものに限り、床面積に算入する。

(3) 共用部分

一つの事業所用家屋を2 以上の事業主が使用する場合など、事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者の専用部分の床面積の割合で按分します。(令56の16)

※・専用部分とは、専ら使用する部分をいいます。

・共用部分とは、専用部分に係る廊下、階段、エレベーター等共同の用に供する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用し得る部分すべてが含まれます。

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}}}$$

(例) 建物の延床面積2,200㎡

- ・ A社の専用面積1,100㎡
- ・ B社の専用面積 900㎡
- ・ 共用部分の面積 200㎡  
(機械室30㎡、トイレ20㎡、廊下150㎡)

機械室 30㎡	トイレ 20㎡	B社事務所 900㎡
廊下 150㎡		
A社事務所 1,100㎡		

$$\boxed{\text{A社の事業床面積}} = 1,100\text{㎡} + \left( 200\text{㎡} \times \frac{1,100\text{㎡}}{1,100\text{㎡} + 900\text{㎡}} \right) = 1,210\text{㎡}$$

$$\boxed{\text{B社の事業床面積}} = 900\text{㎡} + \left( 200\text{㎡} \times \frac{900\text{㎡}}{1,100\text{㎡} + 900\text{㎡}} \right) = 990\text{㎡}$$

#### (4) 課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における市内の各事業所等の合計事業所床面積です。なお、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合の課税標準は、月割計算により算定します。(法701条の40①, ②)

また、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて1月とします。(法701条の40③)

##### ① 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合 (法701の40①)

6か月決算の法人や、事業年度の中で法人を設立又は解散した場合のように、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の課税標準は、次の算式によって求めた面積とされています。

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

##### ② 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設又は廃止 (法701の40②)

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、その使用月数に応じてそれぞれ次の算式によって月割り計算します。

(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{12} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設され、同期間の中途において廃止された事業所等

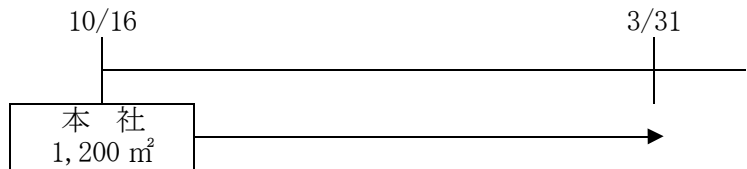
$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

※ なお、事業所等の新設又は廃止とは一の事業所等（一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の敷地にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所となります。）の全体についての新設又は廃止をいいます。

したがって、一の事業所等に係る拡張又は縮小（事業所床面積の増加又は減少）の場合は月割計算は行いません。

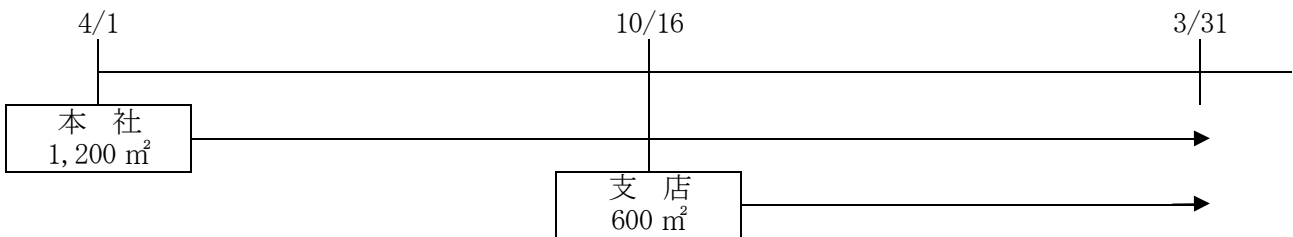
\*月割計算の例

例① 10月16日に市内に法人（3月31日決算）を設立し、事業所床面積が1,200㎡の本社を開設した場合



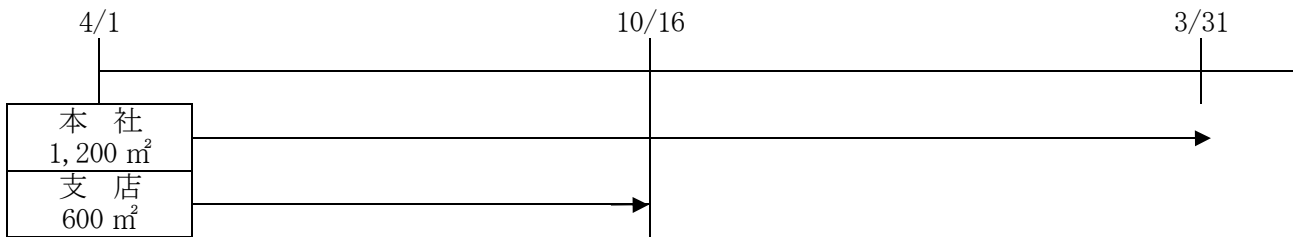
$$\boxed{\text{課税標準となる事業床面積}} = 1,200\text{㎡} \times \frac{6(10\sim3\text{月})}{12} = 600\text{㎡}$$

例② 市内に本社（1,200㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月16日に新たに支店（600㎡）を開設した場合



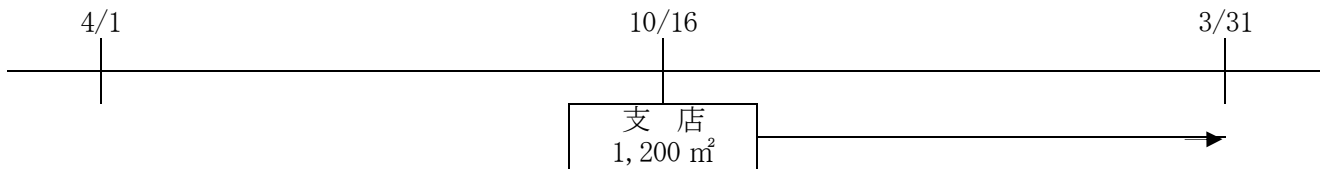
$$\boxed{\text{課税標準となる事業床面積}} = 1,200\text{㎡} + 600\text{㎡} \times \frac{5(11\sim3\text{月})}{12} = 1,450\text{㎡}$$

例③ 本社（1,200㎡）と支店（600㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月16日に支店を廃止した場合



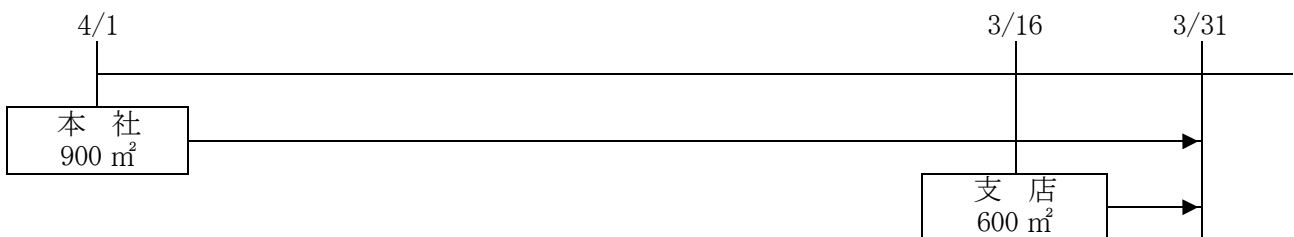
$$\boxed{\text{課税標準となる事業床面積}} = 1,200\text{㎡} + 600\text{㎡} \times \frac{7(4\sim10\text{月})}{12} = 1,550\text{㎡}$$

例④ 他市に本社がある法人（3月31日決算）が、10月16日に市内に新たに支店（1,200㎡）を開設した場合



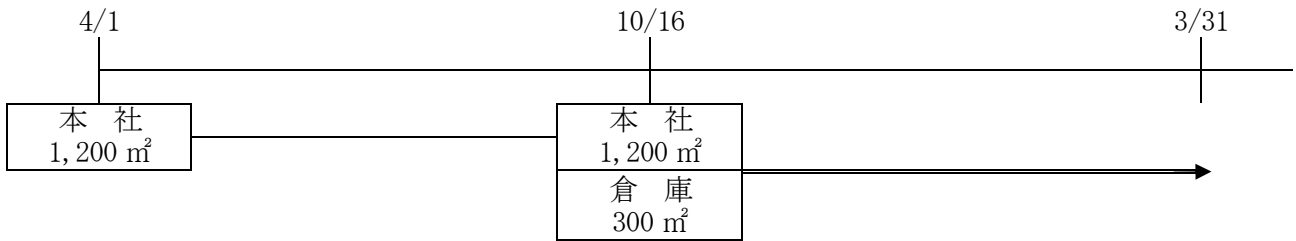
$$\boxed{\text{課税標準となる事業床面積}} = 1,200\text{㎡} \times \frac{5(11\sim3\text{月})}{12} = 500\text{㎡}$$

例⑤ 市内に本社（900㎡）がある法人（3月31日決算）が、3月16日に新たに支店（600㎡）を開設した場合



$$\boxed{\text{課税標準となる事業床面積}} = 900\text{㎡} + 600\text{㎡} \times \frac{0(\text{翌月起算のため})}{12} = 900\text{㎡}$$

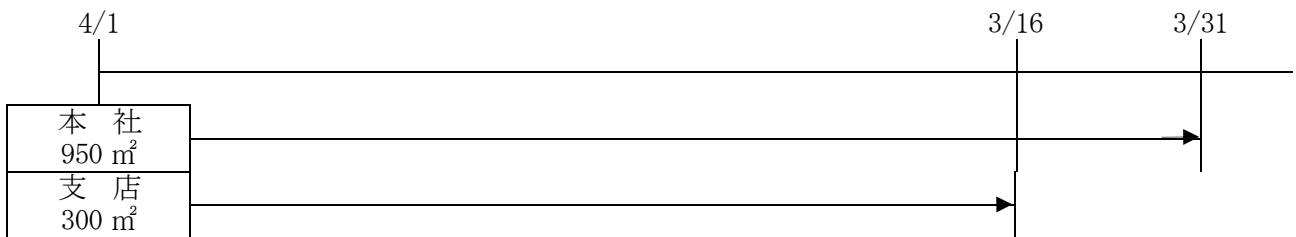
例⑥ 市内に本社（1,200㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月16日に同一敷地内に倉庫（300㎡）を新築した場合



$$\boxed{\text{課税標準となる事業床面積}} = 1,200\text{㎡} + 300\text{㎡} = 1,500\text{㎡}$$

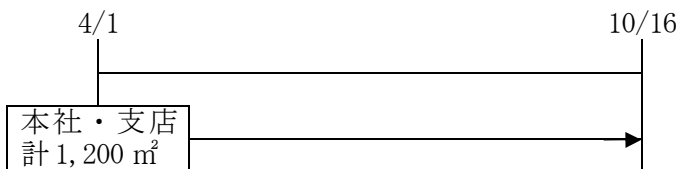
同一敷地内での面積の増減の場合、月割り計算は行いません。  
期末現在（3月31日）の床面積に対し、通年で課税されます。

例⑦ 市内に本社（950㎡）と支店（300㎡）がある法人（3月31日決算）が、3月16日に支店を廃止した場合



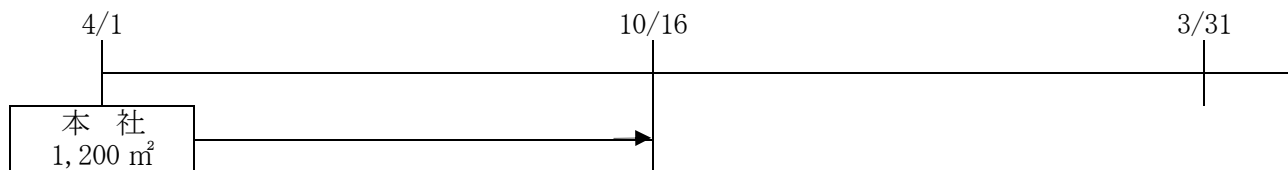
期末現在（3月31日）の床面積が950㎡で免税点以下となり、課税されません。  
ただし、条例により申告義務がありますので、申告書のみ提出してください。（納付は必要ありません。）

例⑧ 10月16日に法人を解散し、市内にある全ての事業所を（1,200㎡）を廃止した場合



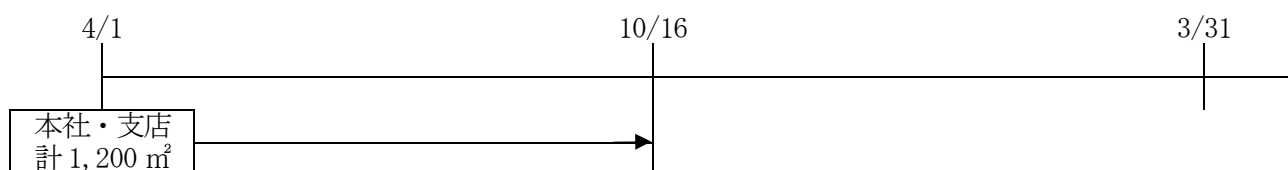
$$\boxed{\text{課税標準となる事業床面積}} = 1,200\text{㎡} \times \frac{7(4\sim 10\text{月})}{12} = 700\text{㎡}$$

例⑨ 市内に本社（1,200㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月16日に他市へ移転した場合



期末現在（3月31日）の床面積がないため、課税されません。ただし、前年に税額があった場合は、申告書のみ提出してください。（納付は必要ありません）（条147③）

例⑩ 他市に本社がある法人（3月31日決算）が、10月16日に市内にある全ての事業所を（1,200㎡）を廃止した場合



期末現在（3月31日）の床面積がないため、課税されません。ただし、前年に税額があった場合は、申告書のみ提出してください。（納付は必要ありません）（条147③）

(5) 課税標準の算定期間の中途において用途変更があった場合

課税標準の算定期間の中途において事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定を行います。（法701の34⑥）

したがって、これらの場合は、事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税対象又は非課税対象となり、月割計算は行いません。

(6) 共同事業及び共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定

① 通常共同事業の場合

当該共同事業に係る各共同事業者の課税標準は、次の算式によって算出される面積となります。（令56の51(1)）

共同事業に係る事業所等の  
事業所床面積

×

損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合）

② 共同事業とみなされる事業の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。（令56の51(2)）

※詳しくは、みなし共同事業（p.21）をご覧ください。

## 2-4 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額（市内の各事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額）から、①非課税従業者給与総額・②課税標準の特例対象施設に係る控除従業者給与総額を差し引いて求めます。

（法701の31①(3), (5)、法701の40①）

### (1) 従業者とは

従業者には、一般の従業者のほか役員、臨時従業者、出向者等も含まれますが、障害者及び年齢65歳以上の方は除きます。（障害者及び年齢65歳以上の方でも役員は従業者に含まれます。以下同じです。）

（法701の31①(5)）

※ 従業者の範囲については、P16を参照してください。

障害者とは、所得税・住民税において障害者控除の対象となる方をいいます。

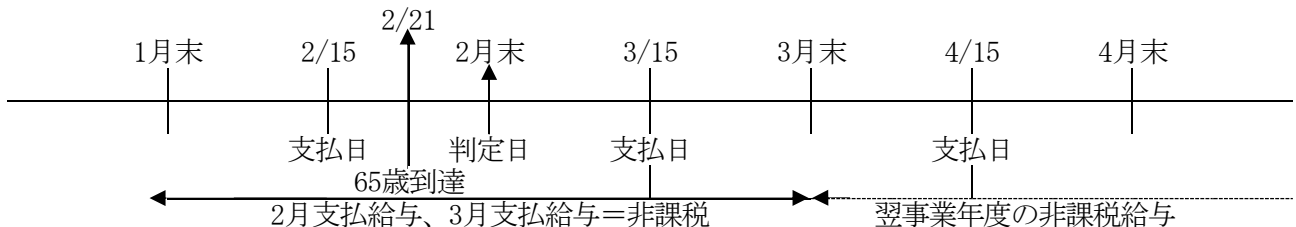
年齢については、法人の申告者にあつては、平成25年4月1日より前に開始する事業年度分、個人にあつては平成24年分までの申告について経過措置があります。詳しくは P15を参照してください。

### 《年齢等の判定について》

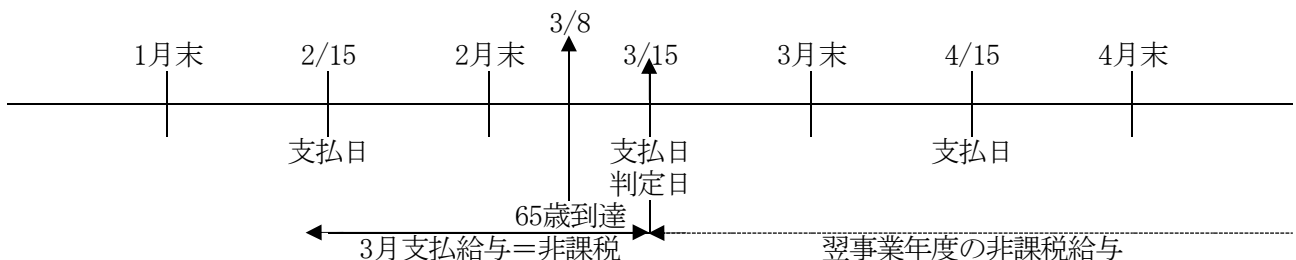
高齢者等の年齢、障害者、雇用改善助成対象者の判定は、その方に対して給与等が支払われる時の現況（給与等の計算の基礎となる期間（月給・週給等）の末日）によります。

### \*判定の事例（3月決算法人の場合）

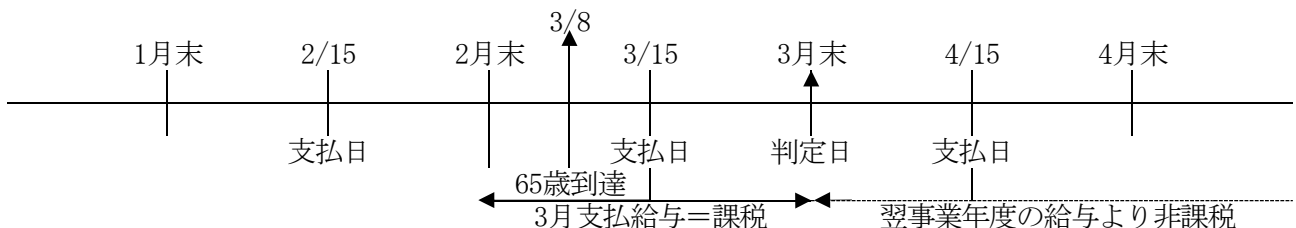
例① 毎月1日～末日分をその月の15日に支払う場合



例② 毎月15日までの分を15日に支払う場合



例③ 毎月1日～月末分を翌月の15日に支払う場合





(2) 従業者給与総額とは

従業者給与総額とは、従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいます。（法701の31①(5)）

① 従業者給与総額に含まれるもの（通知(市)9章3(6)イ）

俸給、給料、賃金のほか「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税法上課税とされる通勤手当、現物給与等です。

また、事業専従者の場合、その者に係る事業専従者控除額（住民税において、事業を営む納税義務者の所得の計算上必要経費とみなされる額）は、従業者給与総額に含まれます。

② 従業者給与総額に含まれないもの（通知(市)9章3(6)イ）

退職給与金、年金、恩給、役員に対する利益処分による賞与等は含まれません。

なお、所得税において非課税となる給与等（通勤手当等にあつては所得税の非課税所得に相当する額）及び船上勤務者等に支給される給与等、並びに外交員その他これらに類する方の業務に関する報酬で、所得税法上の事業所得に該当するものも含まれません。

(3) 課税標準の算定期間の中途において転勤した方の給与等

課税標準の算定期間の中途において、市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から市内の事業所等へ転勤した方がいる場合は、その方に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額に含まれません。

(4) 障害者又は年齢65歳以上の方の給与等について

役員以外の方で、年齢65歳以上の方及び住民税において障害者控除の対象となる方及び障害者で、障害者職業センター等の判定により知的障害者とされた方に支払われた給与は非課税となり、課税標準となる従業者給与総額には含まれません。

なお、障害者又は年齢65歳以上の方であるかどうかの判定は、その方に対して給与等が支払われる時の現況によります。すなわち、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の時点（＝判定日）において障害者又は年齢65歳以上である方に対して支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。

※年齢については法人の申告者にあつては平成25年4月1日より前に開始する事業年度分、個人にあつては平成24年分の申告について経過措置があります。詳しくはP15を参照してください。

(5) 雇用改善助成対象者の給与等（法701の31①(5)及び②、令56の17の2、則24の2）

年齢55歳以上65歳未満の方のうち、下記に掲げる国の雇用に関する助成に係る方（以下「雇用改善助成対象者」といいます。）に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。

※年齢については経過措置があります。詳しくはP15を参照してください。

① 雇用改善助成対象者

年齢55歳以上65歳未満の者（経過措置がありますのでご注意ください）で雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者（以下、雇用改善助成対象者）がいる場合、当該従業者に対する給与等の2分の1の額を控除します。（法701の31①(5)）

なお、雇用改善助成対象者とは次に挙げる者です。

(ア) 公共職業安定所の紹介により高齢者、障害者その他就職の特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者で、特定求職者雇用開発助成金の支給に係るもののうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢五十五歳以上六十五歳未満の者  
(令 56 の 17 の 2(1)、規 24 の 2(1))  
(雇用保険法 62①(3) , (5)、雇用保険法施行規則 109)

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令 2(2) 、  
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 6 の 2①)

※ 特定求職者雇用開発助成金

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 6 の 2①)

・失業給付等受給資格を有する 65 歳未満の求職者で次に該当する者を継続的に雇用する事業主に支給されるものです。

- 一、60 歳以上の者
- 二、身体障害者
- 三、知的障害者
- 四、精神障害者
- 五、母子家庭の母
- 六、父子家庭の父（児童扶養手当を受給している者のみ）

六、中国残留邦人等永住帰国者

七、北朝鮮帰国被害者等

・失業給付等受給資格を有する 45 歳以上 65 歳未満の求職者で次に該当する者を継続的に雇用する事業主に支給されるものです。

- 一、認定駐留軍関係離職者
- 二、沖縄失業者求職手帳所持者
- 三、漁業離職者求職手帳所持者
- 四、一般旅客定期航路事業等求職手帳所持者

(本四連絡橋特別措置法第 5 条第 1 項に規定する実施計画により認定を受けた事業主以外の事業主に雇用される者)

五、港湾運送事業離職者

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 1 条の 4 第 1 項第 6 号に規定する事業規模の縮小等の認定を受けた事業主以外の事業主に雇用される者)

六、その他公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者

(イ) 公共職業安定所長の指示により職場転換給付等受給資格者が、職場適応訓練、職業訓練及び認定職業訓練等その他当該事業主の行う職業訓練の遂行又は振興するために必要な助成及び援助等が支給される事業主に雇用された者が当該訓練を受けた者のうちで、公共職業安定所長の指示を受けた日に、年齢 55 歳以上 65 歳未満である者です。(令 56 の 17 の 2(2)、規 24 の 2(2))

(雇用保険法 63①(3)、雇用保険法施行規則 130)

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 18(5))

(ウ) 本州四国連絡橋建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者で、公共職業安定所長の認定に基づき、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者を地方運輸局長の紹介により雇用を促進するための雇用奨励金の支給に係る者で、雇用の日に、年齢 55 歳以上 65 歳未満である者です。

(令 56 の 17 の 2(3)、規 24 の 2(3))

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令 10(3))

(6) 共同事業及び共同事業とみなされる事業に係る従業者給与総額

① 通常の場合

当該共同事業に係る各共同事業者の課税標準となる従業者給与総額は、次の算式によって算出される金額となります。(令56の51①)

共同事業に係る 従業者給与総額	×	損益分配の割合 (損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合)
--------------------	---	---

② 共同事業とみなされる事業の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。(令56の51②)

◎非課税となる従業者の範囲の変更及び経過措置について

(1) 平成17年度地方税法等の改正により、障害者及び高齢者に対する従業者割の非課税について非課税となる高齢者の年齢が高齢者等の雇用の安定等に関する法律により雇用確保措置が義務化される年齢にあわせて65歳以上となりました。ただし以下の経過措置(改正法附則第9条第2項から第5項)が設けられています

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| ① 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《62歳以上》 |
| ② 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《63歳以上》 |
| ③ 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《64歳以上》 |
| ④ 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《65歳以上》 |

(2) 国の雇用に関する助成に係る者に対して従業者割の課税標準を2分の1控除としている特例措置についても、55歳以上65歳未満の者となりましたが、(1)と同様に経過措置が設けられています。

- |                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| ① 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《55歳以上62歳未満》 |
| ② 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《55歳以上63歳未満》 |
| ③ 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《55歳以上64歳未満》 |
| ④ 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度分又は個人の年分 | 《55歳以上65歳未満》 |

◎従業者の範囲等一覧表

従業者の区分		免税点の判定	課税標準の算定 (従業者給与総額)	備 考
65歳以上の者(役員を除く)		含めない	含めない	
障害者(役員を除く)		含めない	含めない	
役員	役員・使用人兼務役員	含める	含める	使用人兼務役員は役員として取り扱います。この場合、給与や報酬等について従業者給与総額に算入します。
	非常勤の役員	含める	含める	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社に含める	それぞれの会社に含める	
	無給の役員	含めない	含めない	
雇用改善助成対象者		含める	1/2控除	従業者に含まれますが、課税標準の算定に注意してください。
事業専従者		含める	事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	
日々雇用等の臨時の従業者		含める	含める	
短時間勤務のパートタイマー		含めない	含める	1日の勤務時間が正社員の3/4未満の場合
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は含める	含める	
中途退職者		従業者に含めない	退職等までに支払われた給与等は含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元に含める	出向元に含める	出向・転籍に係る従業員の取扱いについては、法人税の損金算入の取扱いに準じてください
	出向先が出向元に対して給与相当分を支払う	出向先に含める	出向先に含める	
	出向元と出向先が分担して給与を支払う	主たる給与等を支払う会社に含める	それぞれの会社に含める	
市外の建築現場事務所へ派遣されている社員		含めない	含めない	出張の場合は含めます
市外へ長期出張している社員		含めない	含めない	
派遣法に基づく派遣社員		派遣元に含める	派遣元に含める	市外への派遣は含めません
保険の外交員		給与等の支給を受ける者は含める	給与等は含める	事業所得のみの者は含めません
常時船舶の乗組員		含めない	含めない	事業所等に非該当
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者		主たる給与等を支払う事業所等に含める	主たる給与等を支払う事業所等に含める	
専ら非課税施設に勤務する者		含めない	含めない	

(注1) 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。

(注2) 「パートタイマー」とは、形式的な呼称でなく、勤務の状態によって判定されるものであり、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）第2条に規定する短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が4分の3未満である方（いわゆる「社会保険適用基準」を満たしていない方）をいい、隔日又は特定曜日にフルタイム勤務する方（いわゆるアルバイト）はこれに含みません。

(注3) 「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

(注4) 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

## 2-5 税率・税額

事業所税の税率は次のとおりです。(法701の42)

- (1) 資産割・・・事業所用家屋の床面積1㎡につき600円
- (2) 従業者割・・・従業者給与総額の100分の0.25

事業所税の税額は、次のように算出します。(法701の46②、法701の47②)

- (1) 資産割額 (課税標準の算定期間の月数が12月の場合)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ - \text{非課税となる事業所床面積} \\ - \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \end{array} \right] \times 600 \text{円} = \text{資産割額}$$

- (2) 従業者割

$$\left[ \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ - \text{非課税となる従業者給与総額} \\ - \text{課税標準の特例適用による控除従業者給与総額} \end{array} \right] \times \frac{0.25}{100} = \text{従業者割額}$$

- (3) 事業所税額

$$\boxed{\text{(1)資産割額}} + \boxed{\text{(2)従業者割額}} = \boxed{\text{事業所税額}}$$

- (4) 端数処理 (法20の4の2①③)

- ・課税標準となる事業所床面積に1㎡未満の端数が生じた場合、1㎡の100分の1未満を切捨てます。
- ・課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数金額が生じた場合、その端数金額を切捨てます。
- ・また、税額に100円未満の端数が生じた場合は、その100円未満の端数を切捨てます。この場合、税額の端数処理は、資産割額及び従業者割額を合算してから行ってください。

## 2-6 免税点

事業所税の資産割及び従業者割には、以下のようにそれぞれ免税点が定められており、免税点以下の事業所には課税されません。したがって、いずれか一方が免税点を超えた場合は、その超えたほうのみでも課税となります。(法701の43)

- (1) 資産割

課税標準の算定期間の末日における、市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積(非課税の適用に係る事業所床面積は除きます。)が1,000㎡以下の場合、資産割は課されません。

- (2) 従業者割

課税標準の算定期間の末日における、市内の各事業所等の従業者の数の合計数(役員でない障害者、役員でない年齢65歳以上の者及び非課税の適用がある施設に勤務する方は除きます。)が100人以下の場合、従業者割は課されません。

## ※免税点判定の留意事項

### ① 従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間において、各月の末日現在の従業者数の最大の月がその最小の月の2倍を超える事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。(法701の43④、令56の73①)

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

### ② 年齢65歳以上の者等の判定

年齢65歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。(法701の31②)

### ③ 共同事業に係る免税点判定(令56の75①)

当該共同事業に係る各共同事業者の免税点判定は、損益分配の割合によって算出される事業所床面積又は従業者数によって判定します。また、当該共同事業者それぞれにおいて、別に単独で行う事業所等を有する場合は、この事業所等に係る事業所床面積又は従業者数を合算して行います。

### ④ 企業組合又は協業組合の免税点判定(法701の43②、令56の72、規24の26, 27)

企業組合又は協業組合の各事業所のうち、当該事業に係る事業所用家屋が次に掲げる要件すべてに該当する場合は、それぞれの事業所ごとに判定します。

(ア) 当該企業組合又は協業組合の組合員が組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等である。

(イ) 当該企業組合又は協業組合の組合員が組合員となった際、その者が引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として企業組合又は協業組合の事業に従事している。

## 2-7 非課税

事業所税においては、その課税の趣旨を勘案し、事業所税を課税すべきでないものについて非課税措置が講じられています。事業所税の非課税は、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して設けられている用途非課税とに大別されます。(法701の34)

※その範囲については「非課税対象施設一覧表」(P31~P39)を参照してください。

### (1) 人的非課税

#### ① 国及び公共法人

国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人。

#### ② 公益法人等又は人格のない社団等(収益事業に係るものを除く。)

法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等。

### (2) 用途非課税

特定の用途に供される施設は非課税とされています。

### (3) 非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止日の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

### (4) 公益法人等が収益事業と収益以外の事業とを併せ行う場合の課税標準の算定

収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う事業所等の課税標準となるべき事業所床面積もしくは従業員給与総額の算定については、それぞれ法人税法施行令第6条の規定に基づく経理の区分によります。

### (5) 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業員給与総額の算定

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業員にかかる課税標準となるべき従業員給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその方の給与等の額を按分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして算定します。

## 2-8 課税標準の特例

事業所税の課税標準の一定割合を軽減する措置をいいます。人的並びに用途による課税標準の特例があります。法701の41の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額について、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。免税点の判定は課税標準の特例控除前で行います。

※その適用範囲については「課税標準の特例対象施設一覧表」(P40~P41)を参照してください。

### (1) 人的な課税標準の特例

協同組合等(法人税法第2条第7号(別表第3))は、特例措置が講じられています。

### (2) 用途による課税標準の特例

広大な床面積を有することが不可欠な業種で一定面積当たりの収益率が極めて低い施設などについては、その施設の性格、税負担の均衡等の見地から特例措置が講じられています。

### (3) 課税標準の特例適用の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止日の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

### (4) 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の、従業員給与総額の算定

課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業員にかかる課税標準となるべき従業員給与総額の算定は、非課税と同様に算定を行います。

### (5) 課税標準の特例の重複適用

特例規定のうち2以上の規定の適用がある場合は、下記の順序により、一の規定を適用した後の課税標準を基礎として次の順序の規定が適用されます。(令56の71)

適用順位1・・・ 地方税法第701条の41第1項(同項の各号の重複適用は行いません。)

適用順位2・・・ 地方税法第701条の41第2項

## 2-9 減 免

事業所税の減免については、地方税法に規定する非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡を考慮し、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者に限り、課税団体の条例の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができるとされています。(法701の57)

本市においては、豊橋市市税条例施行規則第18の別表第6に掲げる一定要件を満たすものに限り、該当施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の減免割合を乗じて得た面積又は金額の減免措置を講じています。(条150、条規18)

※その適用範囲については「減免対象施設等一覧表」(P42~P44)を参照してください。

### (1) 減免適用の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日(豊橋市市税条例施行規則第18の別表第6区分21に規定する施設等については、災害により被害を受けた日)の現況により行います。

### (2) 減免の申請

減免を受けようとする場合は、**申告納付期限までに**減免申請書に減免を受けようとする事由を証する書類を添付して提出してください。既に減免の適用を受けている施設についても減免を受けようとする事由を称する書類をお忘れなく添付してください。

## 2-10 共同事業及びみなし共同事業

### (1) 共同事業とは

#### ① 連帯納税義務

共同事業を行う共同事業者には、その事業について連帯納税義務が課されます。(共同申告を行う必要はありません。)(法10の2①)

#### ② 課税標準

共同事業を行う各共同事業者ごとの課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額は次の算式によって求めた面積又は金額となります。(令56の51①)

共同事業に係る事業所等の 事業所床面積	×	損益分配の割合(損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合)
共同事業に係る従業者給与 総額	×	損益分配の割合(損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合)

#### ③ 免税点

免税点の判定については、共同事業を行う各共同事業者は、その事業のうち、損益分配の割合に応ずるものを単独で行うものとみなされ、その者が他に単独で行う事業と合算されます。具体的には、次の算式によって求めた床面積又は従業者数により判定します。(令56の75①)



$$\left( \begin{array}{|l|} \hline \text{共同事業に係る事業} \\ \text{所等の事業所床面積} \\ \text{又は従業者数} \\ \hline \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{|l|} \hline \text{損益分配の割合（損益分配の割} \\ \text{合が定められていない場合は、} \\ \text{出資の価額に応ずる割合）} \\ \hline \end{array} \right) + \left( \begin{array}{|l|} \hline \text{他の単独事業に係る事} \\ \text{業所等の事業所床面積} \\ \text{又は従業者数} \\ \hline \end{array} \right)$$

(2) みなし共同事業とは

事業所税では、税負担の均衡等を図るため、親族その他特殊な関係にある個人または同族会社（以下「特殊関係者」という。）を有している者が、その特殊関係者と同一家で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなします。

（法701の32②、令56の21、令56の51②）

※ 同一家屋とは、原則として同一棟内をいい、同一敷地内であっても構造上別棟の建物で事業を行う場合は、みなし共同事業には該当しません。

※ 「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額又は出資を有する場合におけるその会社となります。なお、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から上記の「株式数等による判定」に加え、新たに「議決権の数による判定」及び「社員の数による判定」が追加されました。（法人税法2の10、同法施行令4②③）

(3) 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

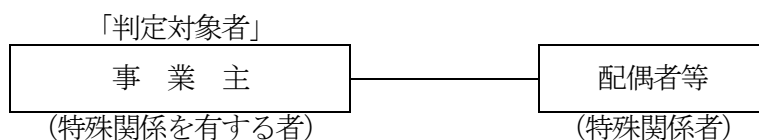
配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社のことを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

「特殊関係者」の範囲は、地方税法施行令第5条第1項各号の規定中「納税者又は特別徴収義務者」とあり、「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのを「法第701条の32第2項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」（以下、「判定対象者」とします。）と読み替えた場合において、同項各号のいずれかに該当することとなる者とされています。（令56の21①）

「特殊関係者」は次のようになります。

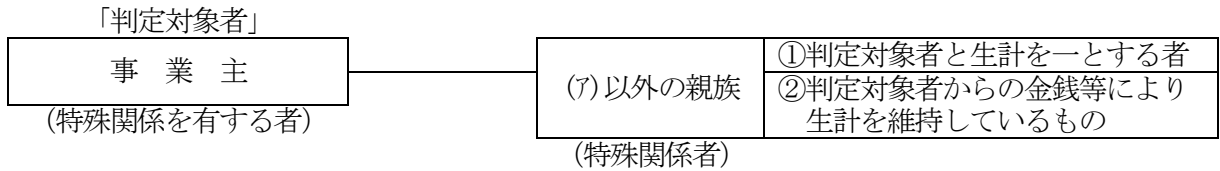
ア 特殊関係者となる個人（令56の21①）

(7) 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹（令56の21①(1)）「個人」

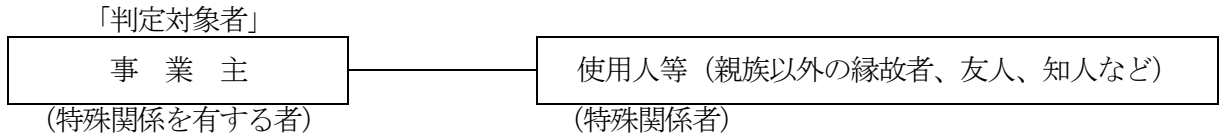


(イ) 判定対象者の親族（(7)にいう配偶者等を除く六親等内の血族及び三親等内の姻族をいう。）

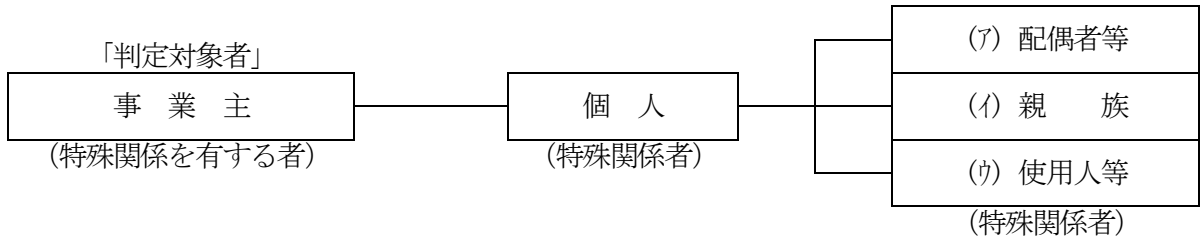
で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの（令56の21①(2)）「個人」



(ウ) 判定対象者の使用人その他の個人 ((ア)の配偶者等及び(イ)の親族を除く。) で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの (令56の21①(3)) 「個人」

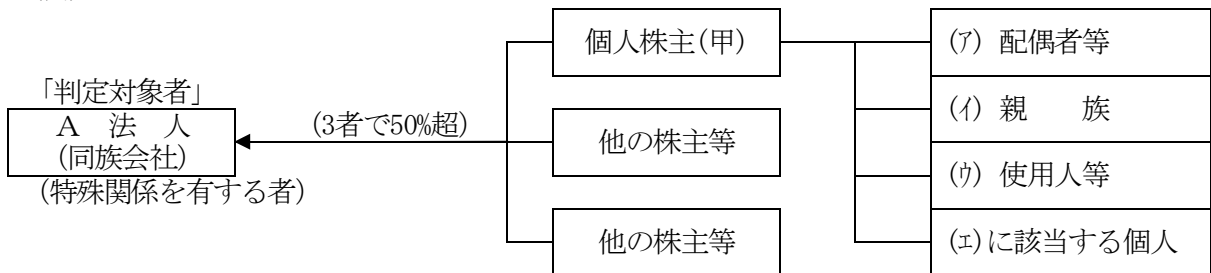


(エ) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人 ((ア)及び(イ)に該当する者を除く。) 及びその者と前記(ア)～(ウ)のいずれかに該当する関係がある個人 (令56の21①(4)) 「個人」



(オ) 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人 (下記図の(甲)) 及びその者と(ア)～(エ)のいずれかに該当する関係がある者 (令56の21①(5)) 「個人」

[例]



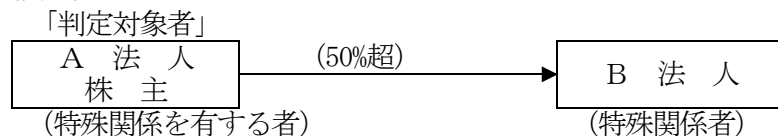
判定対象者	特殊関係を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	令56の21①(5)	個人株主(甲)、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)
個人株主(甲)	個人株主(甲)	令56の21①(1)	(ア)
		令56の21①(2)	(イ)
		令56の21①(3)	(ウ)
		令56の21①(4)	(エ)
		令56の21①(6)	A 法人

※「他の株主等」については省略します。

② 特殊関係者となる法人

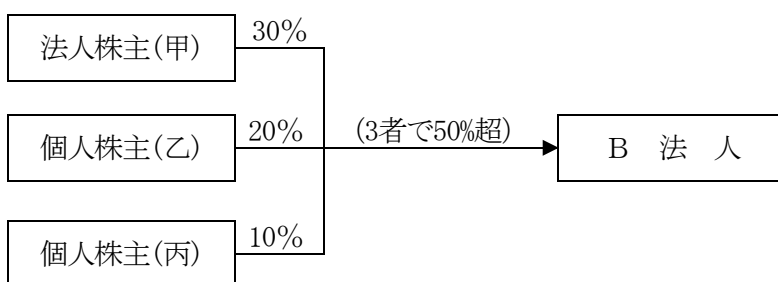
(7) 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（令56の21①(6)）「法人」

[例1]



判定対象者	特殊関係を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	令56の21①(6)	B 法人
B 法人	—	—	—

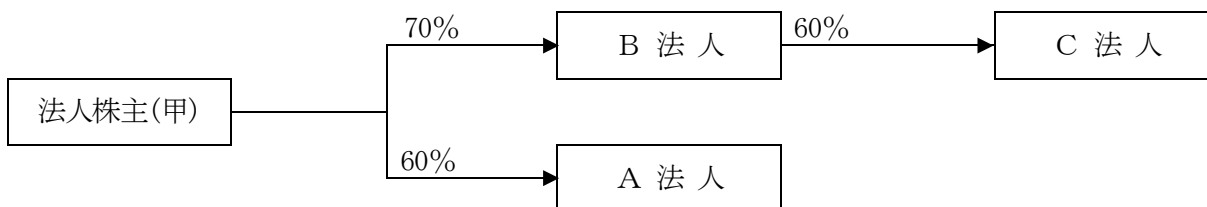
[例2]



判定対象者	特殊関係を有する者	特殊関係者	
法人株主(甲)	法人株主(甲)	令56の21①(6)	B 法人
個人株主(乙)	個人株主(乙)		
個人株主(丙)	個人株主(丙)		
B 法人	B 法人	令56の21①(5)	個人株主(乙)、個人株主(丙)

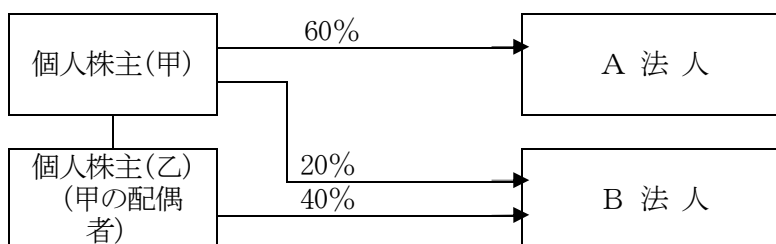
(4) 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記①(7)～(エ)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（令56の21①(7)）「法人」

[例1]



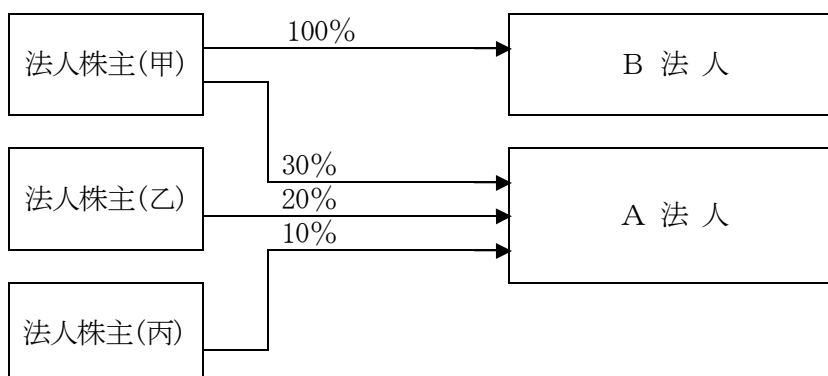
判定対象者	特殊関係を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	令56の21①(7)	B 法人、C 法人
B 法人	B 法人	令56の21①(6)	C 法人
C 法人	—	令56の21①(7)	A 法人
C 法人	—	—	—
法人株主(甲)	法人株主(甲)	令56の21①(7)	A 法人、B 法人

〔例2〕



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	令56の21①(5)	個人株主(甲)、個人株主(乙)
		令56の21①(7)	B 法人
B 法人	B 法人	令56の21①(5)	個人株主(甲)、個人株主(乙)
		令56の21①(7)	A 法人
個人株主(甲)	個人株主(甲)	令56の21①(1)	個人株主(乙)
		令56の21①(6)	A 法人、B 法人
個人株主(乙)	個人株主(乙)	令56の21①(1)	個人株主(甲)
		令56の21①(6)	B 法人

〔例3〕



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	令56の21①(7)	B 法人
B 法人	—	—	—
法人株主(甲)	法人株主(甲)	令56の21①(6)	A 法人、B 法人
法人株主(乙)	法人株主(乙)	令56の21①(6)	A 法人
法人株主(丙)	法人株主(丙)		

③ みなし共同事業の除外要件

同一家屋において事業を行うことについて、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間に何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいいます。例として、公共事業等に伴う移転による権利床の取得等で、結果的に同一家屋に同居することになる場合がこれにあたります。

(4) 免税点の判定

事業所税の免税点について、資産割は事業所床面積が1,000平方メートル以下、従業者割は従業者数が100人以下とされていますが、「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」が同一家屋内で事業を行う場合（意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）、「特殊関係者を有する者」は「特殊関係者」の行う事業を共同事業とみなし、合

算して免税点判定を行います。したがって、自己の事業所等のみでは免税点を越えなくても、特殊関係者を有する場合に免税点を越え、課税となる場合がありますのでご注意ください。

① 特殊関係者

特殊関係者の事業について、単独で免税点を判定します。(令56 の75②)

② 特殊関係者を有する者

特殊関係者を有する者の事業について、特殊関係者の事業を合算して免税点を判定します。(令56 の51②)

(5) 課税標準の算定

「みなし共同事業」に該当する場合でも、課税標準の算定にあたっては、それぞれ単独で行っている自己の事業所床面積または従業者給与総額だけが課税標準になります。

〔例1〕 同一家屋にのみ事業所がある場合（他に事業所がない場合）

A 法人 (700 m <sup>2</sup> ・90 人) (従業者給与総額 3 億円)		事業所 床面積	従業者数	従業者 給与総額	
B 法人 (500 m <sup>2</sup> ・20 人) (従業者給与総額 1 億円)		A 法人	700 m <sup>2</sup>	90 人	3 億円
		B 法人	500 m <sup>2</sup>	20 人	1 億円

① B 法人の事業が、A 法人の「みなし共同事業」に該当する場合

(A 法人が「特殊関係者を有する者」、B 法人が「特殊関係者」に該当するとき)

判定対象者 (特殊関係者 を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A 法人	B 法人	資産割	700 m <sup>2</sup> + (500 m <sup>2</sup> ) = 1,200 m <sup>2</sup>	700 m <sup>2</sup>
		従業者割	90 人 + (20 人) = 110 人	3 億円
B 法人	—	資産割	500 m <sup>2</sup> ≤ 1,000 m <sup>2</sup>	—
		従業者割	20 人 ≤ 100 人	—

※資産割と従業者割について、A 法人のみ免税点を超えます。

② A 法人、B 法人の事業が、相互に「みなし共同事業」に該当する場合

(A 法人、B 法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき)

判定対象者 (特殊関係者 を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A 法人	B 法人	資産割	700 m <sup>2</sup> + (500 m <sup>2</sup> ) = 1,200 m <sup>2</sup>	700 m <sup>2</sup>
		従業者割	90 人 + (20 人) = 110 人	3 億円
B 法人	A 法人	資産割	500 m <sup>2</sup> + (700 m <sup>2</sup> ) = 1,200 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>
		従業者割	20 人 + (90 人) = 110 人	1 億円

〔例2〕 同一家屋以外に事業所がある場合

A法人、B法人の事業が相互に「みなし共同事業」に該当する場合

(A法人、B法人が相互に「特殊関係者を有する者」、「特殊関係者」に該当するとき)

A 法人 (400 m <sup>2</sup> ・50 人) (従業員給与総額 2 億円)
B 法人 (500 m <sup>2</sup> ・20 人) (従業員給与総額 1 億円)

A 法人 (400 m <sup>2</sup> ・50 人) (従業員給与総額 2 億円)
---

		事業所 床面積	従業員数	従業員 給与総額
同一家屋	A法人	400 m <sup>2</sup>	50 人	2 億円
	B法人	500 m <sup>2</sup>	20 人	1 億円
別家屋	A法人	400 m <sup>2</sup>	50 人	2 億円

判定対象者 (特殊関係者 を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A 法人	B 法人	資産割	$400 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,300 \text{ m}^2$	800 m <sup>2</sup>
		従業員割	$50 \text{ 人} + 50 \text{ 人} + (20 \text{ 人}) = 120 \text{ 人}$	4 億円
B 法人	A 法人	資産割	$500 \text{ m}^2 + (400 \text{ m}^2) = 900 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—
		従業員割	$20 \text{ 人} + (50 \text{ 人}) = 70 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$	—

※ 資産割と従業員割について、A法人のみ免税点を超えます。

## 第3章 事業所税の申告と納付

### 3-1 申告と納付について

事業所税は、納税義務者が自ら納付すべき税額を計算し、申告書に記載のうえ市役所に提出するとともに、その申告した税額を納付する申告納付の方法が採用されています。

課税標準の算定期間の末日現在において次に該当する場合は申告が必要です。

(法701の46、法701の47、条147①②)

#### (1) 申告・納付 (法701の46、法701の47)

① 市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く。）が1,000㎡を超える場合

② 市内に所在する各事業所等の合計従業者数（非課税従業者を除く。）が100人を超える場合

※資産割、従業者割は合算して課税されますが、そのいずれか一方が免税点以下の場合であっても、他方の免税点を超えるものについては申告納付が必要です。

#### (2) 納付すべき事業所税額のない方の申告 (条147③)

免税点以下で納税義務がない場合でも、一定規模を超える事務所等については、市の条例の定めにより、申告書の提出が必要です。

① 事業所床面積の合計が900㎡を超える場合

② 各事業所の従業者の合計が90人を超える場合

③ 前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった場合

### 3-2 申告納付期限

① 法人：事業年度終了から2か月以内 (法701の46①)

② 個人：翌年の3月15日まで (法701の47①)

(法701の46①、法701の47①、条147①②)

※ ただし、個人が年の中で事業を廃止した場合は当該廃止の日より1月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4月以内です。

### 3-3 申告・納付場所

#### (1) 申告書の提出場所

豊橋市役所財務部市民税課（西館2階）へ提出してください。

#### (2) 納付場所

豊橋市指定金融機関・収納代理金融機関および納税課で納付してください。

### 3-4 修正申告・更正の請求・更正・決定

#### (1) 修正申告

既に確定した課税標準額又は税額が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。(701の49②)

#### (2) 更正の請求

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこ

と、又は計算誤り等があったことにより、納付税額が過大となる場合は、更正の請求ができます。  
更正の請求ができるのは法定の申告納付期限から5年以内です。(法20の9の3①)

### (3) 更正・決定

申告書又は修正申告書の提出後に市が調査した結果とその内容が異なるときは、課税標準又は税額を更正することがあります。また、申告期限までに申告書の提出がない場合には、市が調査した結果によって申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。(法701の58①②)

ただし、申告期限後でも決定の通知があるまでは、申告納付することができます。(法701の49①)

## 3-5 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、申告期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金がそれぞれ課されます。また、課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装したときは、重加算金が課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金 (法701の61①)	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合又は修正申告があった場合 (修正申告があった場合で、更正があるべきことを予知したものでないときを除く。)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告加算金 (法701の61②) (法701の61③)	期限後に申告があった場合【法701の61②(1)】	納付すべき税額×15% (申告税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算)
	期限までに申告がないため、決定した場合【法701の61②(1)】	
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合又は修正申告があった場合【法701の61②(2)】	納付すべき税額×5%
	決定後に修正申告があった場合又は更正した場合【法701の61②(3)】	
期限後に申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知したものでないとき【法701の61⑤】	不申告加算金を徴収しない	
不申告加算金の加重措置(法701の61④)	過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課されたものが再び不申告等に基づき不申告加算金を課される場合【法701の61④】	納付すべき税額×15% (申告税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算) + <u>【納付すべき税額×10%】</u>
重加算金 (法701の62①) (法701の62②) (法701の62④)	過少申告加算金の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書、修正申告書又は更正請求書を提出した場合(修正申告があった場合で、更正があるべきことを予知したものでないときを除く。) 【法701の62①】	不足税額×35% ※過少申告加算金に代えて、徴収する。



	不申告加算金の規定に該当する場合（申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、修正申告書を提出し、若しくは更正請求書を提出した場合【法701の62②】	納付すべき税額×40% ※不申告加算金に代えて、徴収する。
	① 期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、修正申告があった場合で、更正があるべきことを予知したものでないとき  又は  ② 申告書の提出期限後にその提出があった場合若しくは修正申告書の提出があった場合において、更正又は決定があるべきことを予知したものでないとき  【法701の62④】	重加算金を徴収しない
重加算金の加重措置 (法701の62③)	過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金等を賦課されたものが再び不申告等に基づき重加算金を課される場合【法701の62③】	(過少申告等の重加算金の場合) 不足税額×35% + 不足税額×10%
		(不申告等の重加算金の場合) 納付すべき税額×40% + 納付すべき税額×10%

### 3-6 延滞金

納付期限後に事業所税を納付する場合には、当該税額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に、以下の表の割合をそれぞれ乗じて計算した延滞金額を加算して納付していただきます。

(法701の59, 60、附則3の2)

	内 容	本則	特 例 (本則の割合に満たない場合に適用)
令和3年1月1日以後の期間	納期限の翌日から1月を経過した日以後	14.6%	延滞金特例基準割合+7.3%
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合+1%
平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間	納期限の翌日から1月を経過した日以後	14.6%	特例基準割合+7.3%
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合+1%
平成25年12月31日までの期間	納期限の翌日から1月を経過した日以後	14.6%	本則を適用
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	基準割引率+4%

- ※ 上記の表の割合は、年当たりの割合です。うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。
- ※ 延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合（各年の前々年の9月から前年の8月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の平均に、年1%を加算した割合）です。
- ※ 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合（各年の前々年の10月から前年の9月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の平均に、年1%を加算した割合）です。
- ※ 基準割引率とは、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率をいいます。
- ※ 上記の表は一般的な延滞金計算に適用されます。

### 3-7 事業所等の新設・廃止の届出

市内において事業所等を新設又は廃止した方は、新設又は廃止した日から1か月以内に届出てください。(条148①)

### 3-8 事業所用家屋の貸し付け届出

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸し付けを行うこととなった日から1月以内に、当該事業所用家屋の所在地、床面積その他必要事項を記載した申告書を提出してください。(条148②、法701の52②)

### 4-1. 非課税対象施設

701条の34		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
1		国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号(別表第一)に規定する公共法人	○	○		
2		公益法人等	法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業 ※例：学校法人、宗教法人、商工会議所、財団法人等、認可地縁団体	○	○	56の22 56の23	
3	3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○	56の24	
3	4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	56の25	
3	5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○		
3	6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○		
3	7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○		
3	8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の用に供する施設	○	○		
3	9	病院・診療所等	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するもの及び同条第29項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するもの並びに医療関係者(看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等)の養成所	○	○	56の26	
3	10	保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○	56の26 の2	

701条の34		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
3	10の2	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○		
3	10の3	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの ※例：母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障がい児通園施設等	○	○	56の26の3	
3	10の4	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○		
3	10の5	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉で政令で定めるもの ※例：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	○	○	56の26の4	
3	10の6	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○		
3	10の7	社会福祉施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	56の26の5	
3	10の8	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○		
3	10の9	家庭的保育事業等施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○		
3	11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの ※例：農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農作物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設	○	○	56の27	24の3
3	12	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの ※例：生産の用に供するもの、国の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で、保管、加工、流通の用に供されるもの、農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○	56の28	24の4
3	14	卸売市場	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設 ※例：中央卸売市場、地方卸売市場、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場及び卸売又は仲卸しの業務に必要な施設で一定のもの、卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所で生鮮食料品を保管する施設	○	○	56の29	24の5

701条の34		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
3	16	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※例：電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○	56の32	
3	17	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	56の33	
3	18	中小企業の集積の活性化等事業用施設 ※旧高度化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け（政令で定める資金の貸付けを含む。）を受けて設置する施設のうち、当該連携集積活性化事業又は当該連携集積活性化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	56の34	24の5 の2
3	19	総合特別区域法に規定する中小企業の集積の活性化等事業用施設	次の(1)又は(2)に掲げるもの (1)総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの (2)総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※例：工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの付属設備	○	○	56の35	
3	20	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設 ※例：営業所、停車場、停留所、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、監視所、駐在所、修理工場(直営に限る。)、資材機械等の貯蔵倉庫等	○	○	56の36	

701条の34		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
3	21	自動車運送事業用施設	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ※例：営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場（直営に限る）、仮眠所、荷捌場、保管庫等	○	○	56の37	
3	22	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設 ※例：誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場、待合場、荷捌場、保管庫等	○	○	56の38	
3	24	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等のための装置を除く。）を営む者が政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	56の40	24の6の2
3	25	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※例：信書便の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	○	○	56の40の2	24の6の3
3	25の2	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	56の40の3	24の6の4
3	26	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設 ※例：体育館、保養所、医務室、食堂、休憩室、娯楽施設、喫茶室、更衣室等。ただし、更衣室、仮眠室等で業務上必要なものとして設置されている場合や、業務と兼用で使用されている場合は福利厚生施設には該当しません。例えば、就業規則等で制服着用義務がある場合の更衣室、夜勤交代者のための仮眠室等は、業務上必要な施設として福利厚生室には該当しません。	○	○	56の41	24の7

701条の34		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
3	27	路外駐車場	<p>駐車場法第2条第2項に規定する路外駐車場 で、次に掲げるもの</p> <p>(1)都市計画において定められたもの</p> <p>(2)駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの</p> <p>(3)一般公共の用に供されるものとして指定 都市の長が認めるもの</p> <p>路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるものをいいます。なお、一般公共の用に供される駐車場とは、その利用について一般に公開され、不特定多数の自由な利用に供されるものをいい、一般的営業形態としては、時間単位で料金設定しているいわゆる時間貸しがこれにあたります。具体的には、都市計画において定められた路外駐車場、駐車場法の規定により届出がされた路外駐車場及び不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（おおむね200メートル）以内に設置される路外駐車場が非課税の対象となります。</p>	○	○	56の42	24の8
3	28	都市計画駐輪場	<p>原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの</p>	○	○		
3	29	高速道路事業用施設	<p>中日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p>	○	○	56の42の2	
4		消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等	<p>特定防火対象物に設置される消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに防災施設等</p> <p>※別表「消防用設備・防災設備等」参照</p>	○	×	56の43	24の9
5		港湾運送事業用施設	<p>港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額</p>	×	○	56の46	24の10

附則32条の3		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
1		<p>都道府県農協中央会の組織変更等に伴う事業 所税の非課税措置</p>	<p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。</p>	○	○		

4-2. 特定防火対象物・消防用設備及び防災施設等（法701の34④）

非課税の対象となる施設は、消防法第17条第1項に規定する防火対象物で、不特定多数のものが出入りするものとして、地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設等で、同条第2項及び第3項に定める当該対象施設の床面積を有する部分です。

\* 特定防火対象物一覧表（消防法施行令別表第1）

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。） ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの

(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

\* 消防用設備及び防火施設等に係る非課税施設一覧表

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
消防用設備	消火設備	消火器、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩	設置箇所に標識を設け、かつ常設されている場合に限る	○	
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、不活性ガス消火設備	操作機器の格納庫及び消火薬剤の貯蓄槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫を含む ただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
		上段の設備に係る水槽の設置部分及び上段の設備に係るポンプが設置されているポンプ室	一般給水用ポンプと併設されている場合は、各々のポンプの占有面積に応じ按分する	○	
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、漏電火災報知器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン、非常ベル、自動式サイレン、放送設備	壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
	避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等	当該設備の設置部分及び操作面積(消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、その部分が有効に確保されていると認められる場合に限る) ただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
		誘導灯、誘導標識	床を占有する場合のみ	○	
	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池、その他の用水		○	
	消火活動上必要な施設	排煙設備	排煙設備のダクトスペース(床を占有する部分)を含む	○	
		連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備	床を占有する場合のみ	○	
	非常電源	消防用設備等に附置される非常電源、又は予備電源の電源室(発電室、蓄電室又は変電室)	一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有面積に応じ按分する	○	
パイプスペース等	消防用設備等に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分でバルブ類の格納部分を含むものとし、床を占有する部分	消防用設備等の配管又は配線と一般設備の配管又は配線とを併せて格納する場合を含む	○		
総合操作盤その他消防用設備	その他消防用の操作機器の設置部分で床を占有する部分	床等に埋め込まれて、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○		



区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分								
				全部	1/2							
階 段	特別避難階段の階段室及び附室		建築基準法施行令第 123 条の規定による特別避難階段の階段室及び附室	○								
	避難階段の階段室		建築基準法施行令第 123 条の規定による避難階段の階段室	○								
	避難階段の附室		特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に特定行政庁の命令に基づき設置された避難階段の附室		○							
	上記以外の階段室で建築基準法施行令第 112 条第 9 項の規定に基づいて設置されるもの		上記以外の直通階段の階段室で避難階又は地上へ通ずるもの (傾斜路を含む)		○							
防 災	非常照明装置	建築基準法施行令第 126 条の 4、5 の規定に基づき設置される非常用の照明装置	予備電源の電源室(一般照明用電源と併設されている場合は各々の設備の占有面積に応じ按分する)を含む	○								
	排煙設備	建築基準法施行令第 126 条の 2、3 の規定に基づき設置される消防用設備以外の排煙設備	消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せて行うダクトスペース(床を占有する部分)及び予備電源の電源室(一般照明用電源と併設されている場合は、各々の設備の占有面積に応じ按分する)を含む	○								
	非常用進入口	建築基準法施行令第 126 条の 6、7 の規定に基づき設置される非常用の進入口	バルコニー部分(床面積に含まれる場合)を含む	○								
施 設	昇降機等	建築基準法施行令第 129 条の 13 の 3 第 2 項の規定に基づき設置される非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー	予備電源の電源室(一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有面積に応じ按分する)を含む	○								
		建築基準法施行令第 112 条第 9 項の規定に基づき設置されるエレベーター又はエスカレーター等の昇降路	予備電源の電源室(一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有面積に応じ按分する)を含む		○							
設	避難通路	豊橋市火災予防条例第 35 条、第 37 条及び第 38 条の規定に基づき設置された避難通路  (参考)	スプリンクラー有効範囲内に設置するもの	○								
		<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>豊橋市火災予防条例第 35 条 劇場等の避難通路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア 横に並んだイス席 8 席以下ごとにその両側ご幅 80 cm 以上の縦通路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ イス席 4 席以下ごとに保有された片側縦通路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ 横に並んだイス席 20 席以下ごと及びイス席最前部ご幅 1m 以上の横通路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エ 横に並んだマス席 2 マス以下ごとに幅 40 cm 以上の縦通路</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オ アからエまでの通路は避難口に直通させること</td> </tr> </table>				1	豊橋市火災予防条例第 35 条 劇場等の避難通路	ア 横に並んだイス席 8 席以下ごとにその両側ご幅 80 cm 以上の縦通路		イ イス席 4 席以下ごとに保有された片側縦通路		ウ 横に並んだイス席 20 席以下ごと及びイス席最前部ご幅 1m 以上の横通路
1	豊橋市火災予防条例第 35 条 劇場等の避難通路											
ア 横に並んだイス席 8 席以下ごとにその両側ご幅 80 cm 以上の縦通路												
イ イス席 4 席以下ごとに保有された片側縦通路												
ウ 横に並んだイス席 20 席以下ごと及びイス席最前部ご幅 1m 以上の横通路												
エ 横に並んだマス席 2 マス以下ごとに幅 40 cm 以上の縦通路												
オ アからエまでの通路は避難口に直通させること												

	2	豊橋市火災予防条例第37条 キャバレー等及び飲食店の 避難通路	上段以外のもの	○						
	当該階における客席の床面積 が150㎡以上の階の客席に設け られた有効幅員1.6m(飲食店に あっては1.2m)以上の避難通路 で、客席の各部分から、イス席、 テーブル席、又はボックス席7 個以上を通過せずその一に達 するように保有されたもの									
	3	豊橋市火災予防条例第38条 百貨店等の避難通路								
	ア 当該階における売場又は 展示場の床面積に応じて 規制された幅員以上に保 有された主要避難通路									
		<table border="1"> <tr> <td>売り場又は展示 場の床面積</td> <td>幅員</td> </tr> <tr> <td>150㎡以上 300㎡未満</td> <td>1.2m 以上</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>1.6m 以上</td> </tr> </table>	売り場又は展示 場の床面積	幅員	150㎡以上 300㎡未満	1.2m 以上	300㎡以上	1.6m 以上		
売り場又は展示 場の床面積	幅員									
150㎡以上 300㎡未満	1.2m 以上									
300㎡以上	1.6m 以上									
		イ 当該階における売り場又は 展示場の床面積が600㎡ 以上の場合に保有された主要 避難通路以外の有効幅員 1.2m以上の補助避難通路								

※消防署に届け出た全ての避難通路が非課税に該当するとは限りませんので、事前にご確認ください。

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
防 災 施 設	廊 下	建築基準法施行令第 119 条の規定に 基づいて設置された廊下			○
	出 入 口	建築基準法施行令第 125 条又は 第 125 条の 2 の規定に基づいて設置 された避難階における屋外への出入 口	区画がない場合は避難通路の有効幅 員に相当する部分		○
	喫 煙 所	豊橋市火災予防条例第 23 条の規定に 基づいて設置された喫煙所	[表 1] (特定防火対象物) 1 及び 2 に 設置されたもので、標識を設け、かつ常 設されている場合に限る		○
	中央管理室	建築基準法施行令第 20 条の 2 第 2 号に 規定する高さ 31m を超える建築物又は 1,000 ㎡ を超える地下街に設置された 中央管理室で次に掲げる設備又は施設 を設置しているものとし、③に掲げる 設備に係る部分を除く ① 排煙設備の制御及び作動の状態の 監視に係る設備 ② 高さが 31m を超える建築物に設置 されるもので、建築基準法施行令 第 129 条の 13 の 3 第 2 項に規定す る非常用エレベーターのかごを呼び 戻す装置の作動に係る設備及び非常 用エレベーターのかご内と連絡する 電話装置 ③ 消防法施行令第 23 条第 1 項の規定 に適用がある次に掲げる建築物に 設置されるものについては消防機 関へ通知する火災報知設備	総合操作盤その他消防用設備の専有部 分を除く		○

4-3. 課税標準の特例対象施設

701条の41		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
1	1	協同組合等	法人税法第2条第7号(別表第三)に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設 例：農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合、消費生活協同組合等	1/2	1/2		
1	2	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設(学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人が設置するものは除く) 例：会計専門学校、料理学校、理美容学校等	1/2	1/2		
1	3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための特定の施設(次号に掲げるものを除き、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。)	3/4	×	56の53	24の11
1	4	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの	3/4	1/2	56の53 の2	
1	5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	×		
1	6	生鮮食料品価格安定用施設	公共的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	×	56の54	24の12
1	7	醸造業の醸造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外の施設	3/4	×	56の56	
1	8	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開催される木材取引のための市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの	3/4	×	56の57	24の14
1	9	ホテル・旅館用施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの	1/2	×	56の60	24の19
1	10	港湾施設のうち一定のもの	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で政令で定めるもの 例：港務通信施設、旅客手荷物取扱所、旅客待合所、船舶給油施設、船舶修理施設等	1/2	1/2	56の61	24の19
1	11	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	56の62	
1	12	外国貿易コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	×		

701条の41		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令	省令
1	13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	×		
1	14	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	×		
1	15	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げるタクシー事業の用に供する施設で事務所以外の施設	1/2	1/2	56の63	
1	16	公共の飛行場設置施設	公共の飛行場に設置される施設で、格納庫、運行管理施設、航空整備施設、旅客カウンター、ロビー等	1/2	1/2	56の64	24の20
1	17	流通業務地区内の上屋・店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される特定の施設。	1/2	1/2	56の65	
1	18	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2		
1	19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1/2	1/2	56の66	24の21
2		心身障害者多数雇用事業所	障害者の雇用の促進に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて設置した施設又は設備で、心身障害者を10人以上常時雇用し、かつ、常時雇用する労働者の総数に占める割合が2分の1以上である事業所の事業に供する施設。	1/2	×	56の68	

※期限付措置の課税標準特例対象施設

附則33条		対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関係条項	
項	号					政令附則	省令附則
5		特定農産加工業者又は特定事業協同組合等の用に供する施設	特定農産加工業経営改善等臨時措置法の第3条第1項規定による承認を受けた同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で政令で定めるもの ※法人の場合、令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで 個人の場合、令和7年分まで	1/4	×	16の2の8	12の3
6		特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2による政府からの助成のうち、企業主導型保育事業の運営費の補助を受けた事業主等が行う企業主導型保育事業の用に供する施設で、当該運営費の補助を受け続けている場合に限る。(当該政府の補助が途切れた場合は、途切れた時点を含む事業年度分以降、課税標準の特例は適用されません。)	3/4	3/4		12の3

4-4. 減免対象施設（豊橋市市税条例施行規則第18条）

区分	対 象	要 件 等	減免割合		証明書類等
			資 産 割	従 業 者 割	
1	教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版事業を行う者の当該教科書出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2	当該売上金額を判定しうる帳簿等
2	劇場等	地方税法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設で次に掲げるもの  (1) その振興につき国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの  (2) 上段以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比して広大であると認められるもの（概ね同程度以上）の舞台、舞台裏及び楽屋の部分	1/2	×	
3	指定自動車教習所	道路交通法第99条第1項の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	公安委員会の指定を受けた証書
4	修学旅行用バス施設	道路運送法第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者で、同法第3条第1号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（ただし、その者が本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	※一定割合	※一定割合	許可を受けた事を証する書類等
5	酒類卸売業の保管倉庫	酒税法第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	×	販売許可の証明書類等
6	タクシー事業用施設	法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行うものが市内に有するタクシーの台数が250台以下である場合の当該施設	全部	全部	免許を受けた事を証する書類等
7	中小企業近代化助成施設	廃止前の中小企業振興事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	
8	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	
9	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（地方税法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く）	全部	全部	
10	果実飲料等の保管用施設	果実飲料の日本農林規格第2条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（市の区域内に所在する当該倉庫に係る事業所面積が3,000㎡以下の場合に限る）	1/2	×	
11	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	×	

区分	対 象	要 件 等	減免割合		証明書類等
			資 産 割	従 業 者 割	
12	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	×	
13	コンテナ一貨物に係る荷さばき用に供する施設	港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のために外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ一貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	×	
14	機械染色整理業等の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸・織物及び綿の製造を行う者(ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては製造の準備を含む)の用に供する施設	1/2	×	
15	つけもの製造用施設	野菜又は梅のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、ビン詰、たる詰、その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	×	
16	いぐさ製品製造業の保管施設	いぐさ製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(いぐさ製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む)	1/2	×	
17	倉庫及び上屋	地方税法第701条の41第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号もしくは第2号に掲げる一般港湾運送事業もしくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計が倉庫又は上屋それぞれについて30,000㎡未満であるもの	全部	全部	倉庫業又は港湾事業の許可もしくは免許又は許可を受けた事を証する書類等
18	かわら製造業の保管施設	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施釉場を含む)及び製品倉庫	1/2	×	
19	ビルメンテナンス業従事者	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者で、本来の事業に従事する者	×	全部	
20	車内販売業従事者	列車内において食堂及び売店の事業を行う者で本来の事業に従事する者	×	1/2	

21	災害により損害を受けた施設	(1) 算定期間の中途に事業を行うことができなくなった施設で、当該算定期間の中途に事業を再開できるようになったもの 事業を行うことができなくなった日の属する月から事業を再び行うことができるようになった日の属する月までの算定期間の月数に対する割合 (2) 算定期間の中途に事業を行うことができなくなった施設で、当該算定期間の末日後に事業を再開できるようになったもの (7) 事業を行うことができなくなった日の属する課税標準の算定期間 事業を行うことができなくなった日の属する月から算定期間の末日の属する月までの算定期間の月数に対する割合 (4) 業を再び行うことができるようになった日の属する課税標準の算定期間 算定期間の開始の日の属する日の月から事業を再び行うことができるようになった日の属する月までの算定期間の月数に対する割合 (ウ) ア、イに掲げる以外の課税標準の算定期間全部			
22	その他市長が特に必要と認めるもの	市長が必要と認めるもの	市長が認める額	市長が認める額	

※ 区分4 修学旅行用バス施設の減免割合の一定割合とは・・・

$$\text{一定割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

## 第5章 事業所税に関するQ&A

### 1. 資 産 割

#### ○課税対象

##### モデルハウス

Q. ・モデルハウスは事業所用家屋として課税対象となりますか？

A.

- ・モデルハウスは、事業所税の課税の対象とされる「事業所用家屋」というよりも、住宅の商品見本としての性格が強いものですから、課税の対象とはしないことが適当とされています。

##### 無人倉庫

Q.

- ・課税区域内にいわゆる無人倉庫が所在し、それを管理する事務所等が課税区域外に所在する場合、当該倉庫は課税の対象となりますか？

A.

- ・無人倉庫については、それを管理する事務所等が課税区域内にある場合は、当然に課税対象となります。設問の管理する事務所等が課税区域外にある場合においても、その無人倉庫が、当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り、課税の対象となります。

##### マンション、分譲ビジネスマンション

Q.

- ・マンションや分譲ビジネスマンション等は事業所税の課税対象となりますか？

A.

- ・事業所税の資産割において、その課税標準とされる事業所床面積は、事業所用家屋の床面積とされていますが、この事業所用家屋は現に事業所等の用に供するものとされています。したがって、マンションは、居住の用に供するものであるため課税対象とはなりません。また、いわゆる分譲ビジネスマンションであって、居住用としての性格が強い実態があるものも課税対象としないことが適当とされています。いうまでもないことですが、これらマンションや分譲ビジネスマンションに空室がある場合、その空室についても同様です。

##### 車 庫

Q.

- ・屋根だけの設備や車庫やいわゆるビルの塔屋の取扱いはどうなりますか？

A. ・課税対象である事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（＝固定資産税の課税対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定されます。したがって、設問の車庫や塔屋についても、それらが不動産登記法上の家屋（＝固定資産税の課税対象となる家屋）に該当すれば課税対象とされることとなります。（よくある例：立体駐車場等）



## 貸ビルの空室

Q.

- ・貸ビルに空室がある場合、その空室となっている部分は課税の対象となりますか？
- ・また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、空室部分の取扱いはどのようになりますか？

A.

- ・事業所税の納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人ですが、いわゆる貸ビルの場合には、当該貸ビルの全部又は一部を借りて事業を行う法人又は個人が納税義務者となります。従って、貸ビルに空室がある場合には、その部分は事業に係る事業所税の課税対象とはならないものです。
- ・また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、現に借りられている貸ビル内の専用部分に専用部分である空室部分を加えたものを按分の基礎とします。
- ・すなわち、貸ビルの中の専用部分に空室部分を含めて共用部分を按分することになります。

## 休止中の施設に対する資産割の課税について

Q.

- ・建物は現存しているが、操業を縮小しているため、事業年度中一度も使用していない工場、事務所があります。これらについても資産割は課税されますか？
- ・また、施設のうち、その一部分のみを使用している場合にもその全部について課税されますか？

A.

- ・事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前6月以上事業を休止していたと認められる施設に係るものは、課税標準から除きます。
- ・したがって、一の建物のうち一部しか使用していない場合（例えば、3階建の小売店で2フロアのみしか使用していないもの）についても、同様の基準により、6月以上使用していない部分は、課税標準から除きます。
- ・なお、免税点の判定においては、当該休止している事業所用家屋又は休止部分の事業所床面積を含めた面積で判定します。
- ・また、課税標準床面積の算定は、事業所床面積から、非課税・特例控除面積及び休止面積を控除した面積となります。
- ・休止施設については、明確に休止部分の床面積が区画されている必要があり、現に事業に供していない場合でも、この用に供するための維持補修が行なわれ、いつでも使用できる状態にある、いわゆる遊休施設は、これに該当しません。また、倉庫や物置として使用している場合は、休止施設には該当しません。

## 休止中の施設の課税

Q.

- ・工場内の一部の機械について、操業を停止しているが、この部分について資産割は課税されますか？

A.

- ・事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準には含めない扱いとされています。ただし、休止施設については、明確に休止施設の部分の床面積が区画されていることが必要であり、現に操業は行っていない場合であっても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでも操業でき得る状態にあるような、いわゆる遊休施設については、ここでいう休止施設にはならないものです

Q.

- ・建物は現存しているが操業を縮小しているため、事業年度中一度も使用していない工場・事務所があります。これらについても事業所税が課税されるのでしょうか？ また、その施設のうち、その

一部のみを使用している場合にもその部分について課税されるのでしょうか？

A.

- ・事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日前6か月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準には含めないものとして取扱われます。したがって、一つの建物のうちの一部しか使用していない場合（例えば3フロアのボーリング場で1フロアのみしか使用していない場合）についても、同様の基準に従って、6か月以上使用されていない部分については、標準課税に含まれないこととなります。

## ○納税義務者

### 委託事業と納税義務者

Q. ・当社Aは、業務の一部を別会社Bに委託しており、委託料をBに支払っています。Bは自社の工場及び従業員を使用して受託した事業を実施しているのですが、この委託事業に係る納税義務者は、A、Bのどちらでしょうか？

A.

- ・設問の委託事業は、受託者Bの工場において、Bの従業員が実施しているものと考えられます。このように委託事業の実施がBの事業であると考えられる以上納税義務者はBとなります。

### 特殊関係者の行う共同事業と事業所税

Q. ・相互に同族関係にあるA、B、C三社が同一のビルで事業を営んでいる場合（三社とも代表者が同一）で、A社が建物を所有し、B社及びC社が建物の一部を賃借しているときには、A、B、C三社の行う事業は特殊関係者の行う事業として共同事業とみなされるのでしょうか？

A. ・A、B、C三社が相互に特殊関係になるかどうかは、それぞれ相互に同族関係にあることとなるかどうかによって定まりますから、ご質問の場合、三社が相互に特殊関係者であり、特殊関係者を有する者であるということになります。このような場合に、本来一社が行うべき事業を租税回避の目的で三社に分割して事業を行うなど、事業所税の負担を減少させる結果となるときは、これら三社の行う事業は一社が単独で行うものとみなされて、免税点の判定や課税標準の算定が行われることとされています。

### 共同事業の納税義務者

Q.

- ・A、B両社が、共同事業として研究所を設立し運営しています。A社は、その研究所の施設を提供し、B社は研究員の給料を支払っています。この場合における事業に係る事業所税の納税義務はどのようになりますか？

A.

- ・設問の研究所は、A、B両社の共同事業に係る事業所等に該当すると考えられます。この場合、この研究所についての事業に係る事業所税に関してはA、B共に連帯納税義務があるということになります。

### デパート等のケース貸し

Q.

- ・デパート等の売場において、いわゆるケース貸しとして他の事業者にも営業させている場合、当該部分に係る資産割は誰に課税されるのですか？

A.

- ・デパート等におけるいわゆるケース貸しに係る部分は、当該床面積の使用について賃貸借契約が締結

され、賃借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、当該部分については、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。

#### 貸ビルの地下駐車場

Q.

- ・貸ビルの地下駐車場で、その一部についてテナントの使用部分を定めてテナントからその賃貸料を徴収し、他の部分については自由駐車として無料としている場合の課税はどうなりますか？

A.

- ・貸ビルの駐車場の場合、まず、当該地下駐車場が貸ビル業者の営業に係る駐車場であり貸ビル業者がその管理責任を負っている場合においては、当該貸ビル業者が納税義務者となります。つぎに、当該貸ビル業者の営業に係る駐車場でない場合において、テナントの使用部分が特定されている部分については、一般的には、当該特定部分に係るテナントが納税義務者となります。最後に各テナントの自由駐車が認められている部分については共用部分として、その共用部分に係る各テナントの専用部分に応じて按分されることとなります。
- ・なお、最後の場合において自由駐車が外来者のため無料開放である場合においては、各テナントの共用とは考えられず、無料開放部分については、当該貸ビル業者が管理責任を負う部分として当該貸ビル業者が納税義務者となります。

#### ○課税標準

##### 事業年度の中で事務所等が移転した場合の取扱い

Q.

- ・事業年度の中で事務所を移転した場合の資産割の課税標準はどうなりますか？

A.

- ・資産割の課税標準は、原則として課税標準の末日現在における事業所床面積であるとされています。(法701の40①)
- ・しかしながら、算定期間の中途において事業所等が新設又は廃止された場合については、それぞれ月割で課税標準を算定することとされています。(法701の40②(1), (2), (3))
- ・ご質問の場合には、前の事務所が廃止され、新しい事務所が新設されたものと考えて、それぞれ月割で課税標準の算定が行われることとなります。

##### 事業年度の中で事務所を増設した場合の取扱い

Q.

- ・事業年度の中途において、事業所内に更に一棟事業所用家屋を新設しましたが、この新設家屋については、月割して課税されますか？

A.

- ・一つの事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等は単なる床面積の異動ですから月割課税は行わないこととなります。したがって、事業年度の末日近くなって事業所床面積が急増したような場合も当該急増後の事業所床面積で課税されることとなります。
- ・月割課税は、支店、営業所等、そこで一単位の事業が行われると認められる様なものの新設、廃止があった場合に行われることとなります。

## 2. 従 業 者 割

### ○従業者給与総額

#### 未払金としている給与等

Q.

- ・経理上未払金として処理されている給与等は、従業者割の課税標準となる従業者給与総額に算入されますか。
- ・また、未払費用として経理された場合は、どうですか？

A.

- ・企業の経理上未払金とは、特定の契約等により既に確定している債務のうち、未だその支払いが終わらないものをいいます。未払費用が一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合の既に提供された役務に対してまだその対価の支払いが終わらないものであるのに対して、一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合でも、既に役務の提供があり、しかも、その契約による支払期日が経過しているのにその対価の支払いが終わらないものは、この未払金に該当し、流動負債として計上されることとなっています。

従業者割の課税標準は、「課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額」(法701の40①)ですが、この場合の「支払われた」を文字通り従業者に対して実際に手渡されたことと解すると、何らかの事情により給与の支払いが遅延している全ての場合に、課税標準からはずされることとなり、事業所税創設の趣旨から事業所等に収益的な負担を求めるという観点から選ばれた課税標準である従業者給与総額の把握の仕方としては、不適當な結果になるものと思われま

すが、未払金として処理されている給与等も、従業者給与総額に含まれることとされています。

- ・次に、未払費用とは、前述のように、一定の契約により継続的に役務の提供を受けているにもかかわらず、まだ支払日が到来しないために、これに対する対価の支払いがなされていないものをいいますが、この場合、対価は、時の経過に伴い又は役務の受入れによって既に当期の費用として発生しているため、期末決算に際しては、発生主義に基づき当期の損益計算に計上するとともに、貸借対照表の負債の部に流動負債として計上し次期に繰り越すこととされています。
- ・そこでこのように未払費用として損金経理された給与等も、既に債務として発生している以上前述の未払金としての給与等と同様の趣旨から従業者割の課税標準である従業者給与総額に含めるべきこととされています。
- ・以上、未払金として処理された給与等も、未払費用として処理された給与等も、ともに損金経理上の取扱いに合わせて従業者給与総額に含められることとなります。

#### パートタイマーの範囲

Q.

- ・パートタイマーとは、どの程度の勤務時間、雇用期間のものをいうのでしょうか？

A.

- ・免税点の判定の際にパートタイマーを従業者の範囲から除外することとされているのは、臨時従業員やアルバイトと比べて課税区域内の事業所等に勤務する時間が短時間であることから一般従業員と同じ扱いとすることは適當でないとする趣旨に出たもので、法人市民税における従業者の取扱いとは趣旨において異なるものです。したがって、パートタイマーである従業員かどうかは勤務の状態によって判定されるものですが、その場合でも雇用期間の長短によらずに通常に従業員の勤務時間より相当短い勤務(4分の3未満)のものについてのみパートタイマーとして取扱うことになると考えられます。

### 課税標準の算定期間の中途に非課税施設又は課税施設となった場合の従業者割

Q.

- ・課税対象であった施設が事業年度の中途において非課税対象の施設となった場合、又は非課税対象であった施設が事業年度の中途において課税対象の施設となった場合、当該施設に係る従業者割は非課税となりますか？

A.

- ・従業者割についても、資産割と同じく非課税規定の適用を受ける施設であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況により行うこととされています。しかし、仮に課税標準の算定期間の末日の現況により非課税規定の適用を受ける施設と認定されたとしても、非課税規定は、「当該施設に係る従業者給与総額」に対して、事業所税を課することができない旨規定するものですから、課税標準の算定期間の中途において、非課税規定の適用を受けない施設が非課税規定の適用を受ける施設に該当することとなったものである場合には、その該当することとなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、非課税規定の適用を受ける施設に係る従業者給与総額ということではできませんので、非課税とならないものです。
- ・逆の場合、すなわち、課税標準の算定期間の中途において、非課税規定の適用を受けるべき施設が、非課税規定の適用を受けるべき施設に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、非課税となるものと解されます。

## 3. その他

### 公益法人

Q.

- ・公益法人については、収益事業の以外の事業について非課税扱いとなっていますが、収益事業の範囲はどのようなものですか？

A.

- ・収益事業の範囲は、概ね法人税法上の収益事業の範囲と一致しています。
- ・すなわち、法人税法施行令第5条に規定する事業で継続して事業場を設けて営まれるものが収益事業となるものです。
- ・ただし、次に掲げる法人の事業については、収益事業には含められず、事業所税は課税しないこととされています。
  - ① 野菜供給安定基金が行うその本来の事業
  - ② 市街地再開発組合が行う法第701条の32第4項に規定する従前の宅地等に対応しない施設建築物の一部の譲渡に係る事業
  - ③ 学校法人(私立学校法第6条第4項の規定により設立された法人を含む)、又は民法第34条の法人で学校法人が構成員もしくは出資者であるものが、学生又は生徒のために行う事業。

### 福利厚生施設の範囲

Q.

- ・福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか？
  - ①社員寮
  - ②社宅
  - ③体育館
  - ④更衣室
  - ⑤浴場
  - ⑥売店
  - ⑦食堂
  - ⑧休憩室
  - ⑨娯楽室
  - ⑩研修室
  - ⑪宿泊室
  - ⑫診療室
  - ⑬理髪室
  - ⑭仮眠室
  - ⑮喫煙室

A.

- (1) ③体育館、⑥売店、⑦食堂、⑨娯楽室、⑫診療室及び⑬理髪室は、一般的に事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (2) ④更衣室、⑤浴場、⑧休憩室、⑭仮眠室、⑮喫煙室及び⑩宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本体の事業の性質、施設の利用の形態等を勘案して判定すべきものです。したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (3) ⑩研修室は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。
- (4) ①社員寮及び②社宅は、人の居住の用に供するものでもあるので、課税の対象とはなりません。

#### 福利厚生施設かどうかの判定

Q.

・勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場等については業務用施設として認められるもの以外は非課税として取り扱われていますが、業務用施設かどうかの判定の基準はどこにおくのでしょうか？

A.

・業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断されることとなりますが、一般的に百貨店及び銀行等において、就業規則等でユニフォームの着用が義務付けられている女子に係る更衣室や鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場やタクシー会社の仮眠室等は業務に係る施設として取扱うべきものであると考えられます

#### 旅館・ホテル等の施設

Q.

・旅館業法に規定するホテルの営業又は旅館の営業の用に供する施設で、課税標準の特例の対象となるものはどのようなものなのでしょうか？

A.

・これらの施設については、資産割に係る事業所税について、2分の1控除の課税標準の特例が認められていますが、具体的には、次に掲げる施設が対象とされています。なお、下記①～⑤以外の施設については特例の対象とはならないので、留意する必要があります。

① 客室

② 食堂（専ら宿泊客の利用する施設に限る）

食堂が専ら宿泊客の利用に供する施設にあたるかどうかは、その食堂に対する宿泊客の利用が概ね8割程度以上であるかどうかによります。

なお、ホテルの主食堂（メイン食堂）は、専ら宿泊客の利用に供する施設に該当します。したがってグリル等の食堂については、「専ら」に該当しない限り特例の対象とはなりません。

③ 広間（主として宿泊客以外のものの利用に供する施設を除く）

主として、宿泊客以外の利用に供する施設とは、旅館の広間の利用形態が5割以上宿泊客以外の者、すなわち外部の者によって利用されている場合の広間をいいます。この場合の広間については、特例の対象とはなりません。

④ ロビー、浴室、厨房、機械室（政令第56条の43第2項に規定する消防用設備等又は同条第3項に規定する防災に関する施設もしくは設備に係る部分を除く）

⑤ 以上のほか、これらに類する施設として、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室が含まれます。